

# 障がい者福祉制度のてびき

令和4年4月

◎この手引きの内容は、原則として令和4年4月現在の内容で作成しています。

制度や内容などについて変わる場合がありますので、詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。

◎視覚障がいがある人のための音声読み上げ装置で利用する二次元コード（SPコード）が印刷された冊子をご希望の方は、共生社会推進課にお問い合わせください。

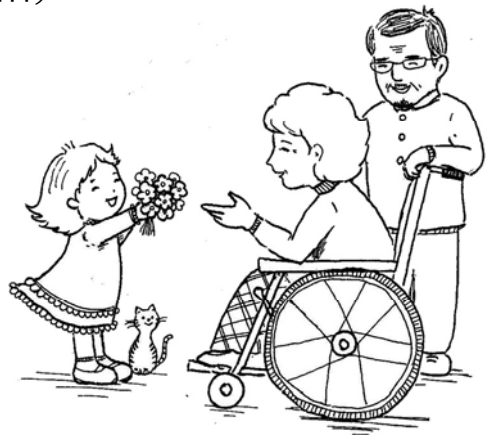
（状況によっては、正しく音声に変換できない場合があります。）

このてびきに関するお問い合わせ

志木市福祉部共生社会推進課

電話 048-473-1111（内線 2411）

FAX 048-471-7092



# 目 次

サービス一覧表	1
---------	---

## 第1章 相 談 窓 口

### I. 市の相談窓口

1. 障がい者、高齢者、児童に関する窓口	3
2. 教育に関する窓口	4
3. 健康増進・療育に関する窓口	5

### II. 市内の相談窓口

1. 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員	5
2. 志木市社会福祉協議会 相談支援事業所	5
3. 志木市基幹福祉相談センター	6

### III. 県内の相談窓口

1. 埼玉県総合リハビリテーションセンター	7
2. 埼玉県所沢児童相談所	7
3. 埼玉県立精神保健福祉センター	8
4. 埼玉県精神科救急情報センター	9
5. 朝霞保健所	9
6. 埼玉県発達障害総合支援センター	9
7. 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	9
8. 県の聴覚障がい児・者の相談機関	10
9. 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター	11
10. 介護すまいる館	11

## 第2章 手帳の交付

1. 身体障害者手帳	12
2. 療育手帳	13
3. 精神障害者保健福祉手帳	14

## 第3章 医 療

1. 重度心身障がい者医療費の助成	15
2. 後期高齢者医療制度	16
3. 自立支援医療給付（育成医療・更生医療・精神通院医療）	16
4. 精神障がい者通院医療費助成制度	19
5. 指定難病等の医療給付	19
6. 小児慢性特定疾病医療費助成制度	20
7. 埼玉県障がい者歯科相談医制度	22
8. 朝霞地区障がい者等歯科保健医療システム	22

## 第4章 手 当

1. 重度心身障がい者手当	23
2. 特別障がい者手当	24
3. 障がい児福祉手当	24
4. 福祉手当（経過的措置）	25
5. 特別児童扶養手当	25
6. 児童扶養手当	26
7. 難病患者入院見舞金	26

## 第5章 各種サービス

### I. サービスと利用者負担額

1. 障がい福祉サービス	27
2. 利用者負担額について	27
3. 地域生活支援事業	28
4. 介護保険制度との関係について	28
5. 障害者総合支援法における難病患者等の サービス利用について	28
6. サービス等利用計画について	29
7. 福祉サービスの苦情	30

### II. 各種サービス

1. 在宅のサービス	
(1) ホームヘルパーの派遣	31
(2) 外出の支援	31
(3) 生活サポート事業	32
(4) 身体障がい者入浴サービス	32
(5) 訪問理美容サービス	32
(6) 緊急時連絡システム	33
(7) たんぽぽ生活応援隊	33
2. 施設利用のサービス	
(1) 施設通所	33
(2) 短期入所事業(ショートステイ)	34
(3) 日中一時支援事業	35
(4) 施設入所等	35
3. 補装具と日常生活用具等	
(1) 補装具費の支給	36
(2) 日常生活用具等の給付	37
※介護用品購入支援事業	38

4. 行動範囲の拡大の支援	
(1)福祉タクシー利用券等の交付事業	42
(2)タクシー運賃の割引	44
(3)自動車運転適性相談	44
(4)自動車運転免許取得費の補助	44
(5)自動車運転免許の無料教習	45
(6)自動車改造費の助成・貸付	45
(7)志木市デマンド交通	45
(8)福祉車両のレンタカー料金補助	46

## 第6章 税の減免・交通料金等の割引

I. 税金の控除、減免	
1. 所得税の障害者控除	47
2. 住民税（市・県民税）の障害者控除	47
3. 自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）	48
II. 交通機関の運賃の割引	
1. 鉄道運賃の割引	50
2. バス運賃の割引	51
3. 有料道路通行料金の割引	51
4. 航空運賃の割引	52
III. その他の制度	
1. 駐車禁止除外標章の交付	53
2. NHK 放送受信料の免除	54
3. 郵便料金の減免	54
4. 青い鳥郵便はがきの無償配布	55
5. 携帯電話の料金割引	55
6. NTT ふれあい案内	55

## 第7章 年金

1. 障害年金について	56
2. 特別障害給付金	58
3. 障害年金受給者の国民年金保険料の法定免除	58
4. 心身障がい者扶養共済制度	59

## 第8章 就 労

1. ショブスポットしき(ハローワーク) . . . . . 60
2. 志木市障がい者等就労支援センター . . . . . 60
3. 朝霞公共職業安定所(ハローワーク朝霞) . . . . . 60
4. 埼玉障害者職業センター . . . . . 61
5. 国立職業リハビリテーションセンター . . . . . 62
6. ヘレン・ケラー学院盲学生技能習得訓練委託制度 . . . . . 62

## 第9章 コミュニケーションの支援

1. 手話通訳者・要約筆記者の派遣 . . . . . 63
2. ファックス、スマートフォンや携帯電話による緊急通報 . . . 63
3. 電話リレーサービス . . . . . 63
4. CD版「広報しき」・「議会だより」・「社協だより」 . . . . . 64
5. 柳瀬川図書館のサービス . . . . . 64
6. 埼玉点字図書館 . . . . . 64
7. 「さいたま彩の国だより」点字版・音声版の発行・配布 . . . 64
8. 県政広報テレビ番組の手話通訳 . . . . . 65
9. 県議会広報テレビ番組の手話通訳 . . . . . 65
10. 「県議会だより」点字版・デイスリー版の発行・配布 . . . . . 65
11. NTTふれあい速達便・電話お願い手帳 . . . . . 65
12. 盲導犬の給付 . . . . . 65

## 第10章 社会参加の促進

1. 郵便等による不在者投票制度 . . . . . 66
2. 障がい者スポーツ大会 . . . . . 66
3. 障がい理解の促進事業に対する補助 . . . . . 67
4. 施設使用料(利用料)の免除 . . . . . 67
5. 障がい者マーク . . . . . 67
6. 災害用バンダナとヘルプカード . . . . . 70
7. 障がい者週間 . . . . . 70
8. 障がい者手帳アプリ「ミライロID」 . . . . . 70
9. 障害者虐待防止法 . . . . . 71
10. 障害者差別解消法 . . . . . 72
11. 第4期志木市障がい者計画 . . . . . 72

## 第11章 教 育

1. 教育相談	
(1) 保育園・幼稚園	74
(2) 就学相談	74
(3) 市内小中学校特別支援学級	74
(4) 市内小学校通級指導教室	75
(5) 教育サポートセンター	75
(6) 特別支援学校	75
(7) 就学奨励費の支給	76

## 第12章 住 宅

1. 重度障がい者居宅改善整備費の補助	77
2. 志木市既存建築物耐震診断、耐震設計及び耐震改修（建替） 補助金交付制度	77
3. 市営住宅	78
4. 県営住宅	78

## 第13章 近隣の関連施設

1. 近隣の関連施設・機関	
(1) 埼玉県社会福祉事業団 障害者交流センター	80
(2) 埼玉県聴覚障害者情報センター	80
2. 地域活動支援センター事業	80
3. 保養所	
伊豆潮風館	81

## 第14章 地域福祉

1. 避難行動要支援者名簿登録制度	82
2. 福祉団体連絡会「おおぞら」	82
3. 市内の障がい者団体	83

## 資料編

• 身体障がい者障がい程度等級表	86
• 知的障がい者障がいの程度等級表	89
• 精神障がい者障がいの程度等級表	89
• 特別児童扶養手当の障がい基準	90
• 特別障がい者手当・障がい児福祉手当の該当基準	91
• 障害基礎年金の障がい等級表（国民年金関係）	92
• 障害厚生年金の障がい等級表	93
• 障害手当金の障がい等級表（障害厚生年金）	94
• 関係機関等一覧	95



【注】この一覧表はあくまでも目安です。詳しくは各窓口（掲載ページ参照）にお問合せください。

障がい者種別		制 度		税金・公共料金													
		生 活	サポ	青い鳥郵便はがき	郵便による不在者投票	手話通訳・要約筆記者の派遣	所得税・住民税等の特別障害者控除	所得税・住民税等の一般障害者控除	自動車税・軽自動車税の減免	交通機関運賃の割引(第1種)	交通機関運賃の割引(第2種)	有料道路通行料等の割引(第1種)	有料道路通行料等の割引(第2種)	NHK放送料受信料の全額免除	NHK放送料受信料の半額免除	N T T ふれあい案内	携帯電話の基本料の割引
身体障がい者 (身体障がい者手帳)	視覚障がい	1級	○	○			○		○	○		○		△	△	○	○
		2級	○	○			○		○	○		○		△	△	○	○
		3級	○						○	○		○		△	△	○	○
		4級	○					○	△	△	△	△	△	△	△	○	○
		5級	○					○			○		○	△	△	○	○
		6級	○					○			○		○	△	△	○	○
	聴覚・平衡機能障がい	2級	○	○		○	○		○	○		○		△	△		○
		3級	○			○	○		○	○		○		△	△		○
		4級	○			○	○				○		○	△	△		○
		5級	○			○	○				○		○	△	△		○
		6級	○			○	○				○		○	△	△		○
	音声・言語機能障がい	3級	○			○	○	△		○		○		○	△		○
		4級	○			○	○			○		○		○	△		○
	肢体不自由 (上肢・体幹・下肢)	1級	○	○	△		○		○	○		○		△	△	△	○
		2級	○	○	△		○		○	△	△	△	△	△	△	△	○
		3級	○				○	△	△	△	△	△	△	△			○
		4級	○				○	△		○		○	△				○
		5級	○				○	△		○		○	△				○
		6級	○				○	△		○		○	△				○
	内部障がい	1級	○	○	○		○		○	○		○		△	△		○
2級		○	○	○		○		○	○		○		△	△		○	
3級		○		○		○	○	○			○		△			○	
4級		○				○		△	△	△	△	△	△			○	
知的障がい者 (療育手帳)	①	○	○			○		○	○		○		△	△	○	○	
	A	○	○			○		○	○		○		△	△	○	○	
	B	○				○				○			△		○	○	
	C	○				○				○			△		○	○	
精神障がい者 (精神障がい者保健福祉手帳)	1級	○				○		○					△	△	○	○	
	2級	○				○							△		○	○	
	3級	○				○							△		○	○	
負担の有無		△															
所得制限の有無													○				
掲載ページ		32	55	66	63	47	47	48	50	50	51	51	54	54	55	55	
備 考				△上肢障がいを除く	平衡機能障がいを除く			本人又は同一生計者が所有する車両	本人が介護者1人について割引	本人のみ割引(12歳未満であれば、介護者1人も割引)	本人以外の者による運転の場合も割引	本人が運転する場合のみ割引	△低所得世帯などの場合	△世帯主かつ契約者の場合	△下肢障がいを除く		



# 第1章 相談窓口



## I 市の相談窓口

### 1. 障がい者、高齢者、児童に関する窓口

【共生社会推進課】 E-mail fukushi-syougai@city.shiki.lg.jp

- ・身体障がい、知的障がい、精神障がいの手帳、制度に関すること
- ・障がいがある方の日常生活の支援に関すること
- ・各種手当、医療に関すること
- ・障がい者、生活困窮者等の就労に関すること
- ・障がい者差別に関すること（詳しくは、72ページをご覧ください。）
- ・障がい者虐待に関すること（詳しくは、70ページをご覧ください。）

障がい者の虐待について、24時間365日、通報を受け付けています。

気になることや相談など、お気軽にご相談ください。

※休日・夜間は、市役所の警備員が一旦連絡を受付けた後、担当が折り返しご連絡を差し上げます。

【生活援護課】

- ・民生委員・児童委員・保護司会に関すること
- ・低所得世帯の福祉に関すること

【長寿応援課】 E-mail tyoju-ouen@city.shiki.lg.jp

- ・介護保険に関すること
- ・高齢者の生きがいに関する対策、在宅福祉に関すること
- ・介護認定に関すること
- ・高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

高齢者に関する総合相談、緊急時24時間受付。

【子ども支援課】

- ・児童福祉に関すること（手当の支給や医療の助成など）
- ・要保護児童相談に関すること

（児童虐待ホットライン）子育てがづらい時、気になる子どもを見かけた時などの相談

☎ 473-1124（直通ダイヤル）

- ・子育て支援センター：子育て不安等の相談や指導、子育てに関する各種事業
- ・児童センター：乳幼児から高校生までとその保護者の利用施設
- ・志木子育てサロン：子育てに関する情報提供や相談

- ・ファミリー・サポート・センター：子育ての援助をしてほしい方（お願い会員）と、子育てを手助けする方（まかせて会員）が会員になり、センターが条件や要望にあった会員同士を組み合わせで紹介し、子育て家庭を支援するシステムです。
- ・子どもと家庭の相談室：0～18歳未満のお子さんのいる家庭を対象に、子育てや子どもに関する相談に相談員が応じます。言葉や発達に心配がある、生活習慣・性格、学校や幼稚園に行きたがらないなど、何でも気軽にご相談ください。

【児童発達相談センター すきっぷ】 E-mail jidou-soudan@city.shiki.lg.jp

- ・0～18歳未満の児童の発達に関すること

お子さんの発達について、気になることや心配ごとなどをお気軽にご相談ください。専門職（小児科医師、公認心理士、作業療法士、言語聴覚士など）が対応します。

個別相談、未就学児を対象としたグループ支援、親支援教室、幼稚園・保育園等への巡回相談

☎486-5511

所在地 上宗岡1-5-1（総合福祉センター内）

#### 【保育課】

- ・保育園、学童保育、家庭保育室に関すること
- ・私立幼稚園の補助に関すること

## 2. 教育に関する窓口

【学校教育課】 E-mail g-kyouiku@city.shiki.lg.jp

- ・学校教育に関すること
- ・就学援助に関すること

【教育総務課】 E-mail kyouiku@city.shiki.lg.jp

- ・教育委員会、教育委員に関すること
- ・学校の施設、設備等に関すること

【教育サポートセンター】 E-mail kyouiku-s@city.shiki.lg.jp

- ・障がいのある児童・生徒への教育的支援に関すること
- ・長期欠席児童・生徒への学習支援に関すること
- ・教育相談に関すること

特別なニーズのあるお子さんに対する教育相談を受けています

相談受付 月～土曜日（祝休日を除く）

☎471-2211      FAX 471-2226

上宗岡1-5-1（総合福祉センター内）



### 3. 健康増進・療育に関する窓口

【健康増進センター】E-mail hoken-s@city.shiki.lg.jp

乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じて、こころとからだの健康づくりを支援するための様々な保健事業を実施しています。

- ・ 出産・育児・母子の健康
- ・ 成人の健康

※日程等は「広報しき」や市のホームページに最新情報を掲載しますので、ご確認ください。

【問 合 せ】 健康増進センター 所在地 幸町3-4-70

☎ 473-3811 FAX 476-7222

## II 市内の相談窓口

### 1. 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

身体、知的障がい者相談員については、市民の協力者が相談員となり、障がい者またはその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたっています。

氏 名	電 話
身体障がい者相談員	
菅 生	474-6939
知的障がい者相談員	
北 澤	471-6359
金 子	474-5013

### 2. 志木市社会福祉協議会 相談支援事業所

相談支援事業所では、相談支援専門員が電話・面接・訪問などにより地域の障がい（身体・知的・精神）のある方（児童・成人）及びその家族のさまざまな相談を受け、福祉サービスの利用援助や専門機関の紹介、療育相談、サービス利用計画の作成などを行っています。相談者にとって適したサービスや援助について共に考え、住み慣れた地域での暮らしを支援します。

【相談受付】 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

所在地 上宗岡1-5-1（志木市総合福祉センター東館2階）

☎ 475-2277 FAX 476-9202

E-mail soudan@shiki-syakyo.or.jp

### ● 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

知的障がいや精神障がいのある方や高齢者で、一人で生活していくには不安がある方に対し、安心して生活が送れるように生活支援員が定期的に伺い、福祉サービスの利用や生活に必要なお金の出し入れをお手伝いします。

利用にあたり、援助に応じて料金がかかります。

【対象者】 知的障がいや精神障がいのある方、高齢者

【援助内容】 ①福祉サービス利用援助  
②日常生活上の手続き援助  
③日常的金銭管理  
④書類等預かりサービス

【問合せ】 志木市社会福祉協議会

☎ 475-2277    FAX 476-9202

## 3. 志木市基幹福祉相談センター

障がい者基幹相談センター・後見ネットワークセンター・生活相談センターの3つの相談機能が統合した相談センターです。福祉全般の相談も受け付けています。

### （1）障がい者基幹相談支援センター

市内障がい福祉事業者への支援を行っています。また、障がいサービスのことで、誰に相談してよいかわからないといったお悩みの相談も受け付けています。

### （2）後見ネットワークセンター

法律、福祉の専門職が、後見制度および市民後見人に関する相談を受け付けています。また、成年後見制度の周知・啓発を行うとともに、ネットワークによる後見制度の利用に関する支援及び市民後見人の育成とその活動の支援をしています。

【相談受付】 予約の方優先となります ※祝休日、年末年始を除く

（福祉専門職）月～金曜日    午前9時～午後5時

（法律専門職）金曜日    午後1時～午後5時

☎ 456-6021（ダイヤルイン）    FAX 471-7092

地域の身近な一次相談機関窓口（障がい者等相談支援事業所）でも制度の内容をお尋ねください。

### ● 成年後見制度利用支援（申立費用等の助成）

【対象者】 身寄りのない判断能力を欠く障がい者、高齢者等

【内容】 制度を利用する方の経済状況に応じて、申立費用や法定後見人の報酬等の助成を受けることができます。

【問合せ】 共生社会推進課、長寿応援課

### (3) 生活相談センター

経済的な問題に加え、日常生活や社会生活において問題を抱えた方、生活保護を受ける可能性がある方を対象としています。就労に係る課題、心身の不調、家計や家族の問題など、生活困窮者の課題を幅広く受け止め、相談に応じています。

また、食費に回すお金がない、税金などの支払いが滞っている等でお困りの方に、家計の見直しやアドバイスをする家計相談支援を行っています。家計相談員（ファイナンシャルプランナー）が相談に応じます。原則予約制のため、相談を希望する方は電話で予約をしてください。

【相談受付】 予約の方優先となります

月～金曜日 ※祝休日、年末年始を除く

午前8時30分～午後5時15分

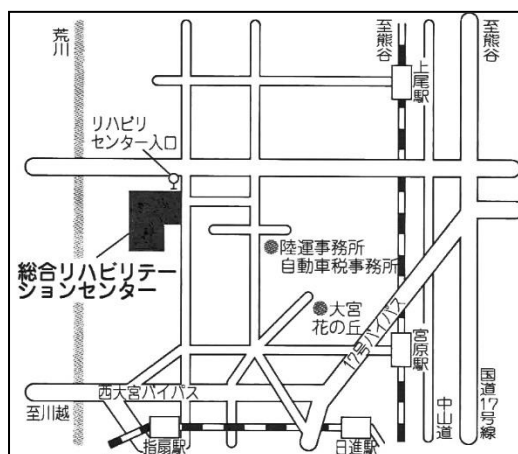
☎ 456-6021（ダイヤルイン）

FAX 471-7092

## Ⅲ 県内の相談窓口

### 1. 埼玉県総合リハビリテーションセンター

リハビリテーション病院、障がい者社会復帰・訓練支援センター、健康増進施設、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所を設置し、医療から職業訓練まで総合的なリハビリテーションを行っています。



所在地 上尾市西貝塚148-1

☎ 048-781-2222

FAX 048-781-1552

【開庁時間】 月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

JR大宮駅西口 東武バス 約30分

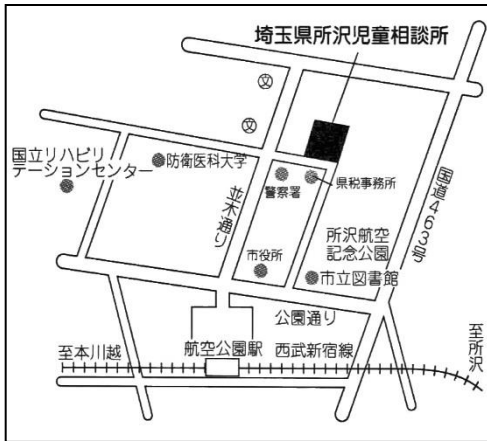
JR上尾駅西口 東武バス 約25分

JR川越線指扇駅 東武バス 約10分

### 2. 埼玉県所沢児童相談所

0歳から18歳未満までの児童についての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供するところです。相談と指導には、児童福祉司、児童心理司、医師など専門の職員が対応しています。児童相談所での相談の他電話での相談を受けています。

- 相談や検査についての費用は一切無料です。
  - 相談の秘密は固く守られます。
  - 養育に欠ける子どもの相談
  - 性格行動・しつけについての相談
  - 非行のある子どもの相談
  - 里親になりたい方の相談
- ※その他、子どものことは何でも相談に応じています。



所在地 所沢市並木1-9-2

☎ 04-2992-4152

FAX 04-2994-1420

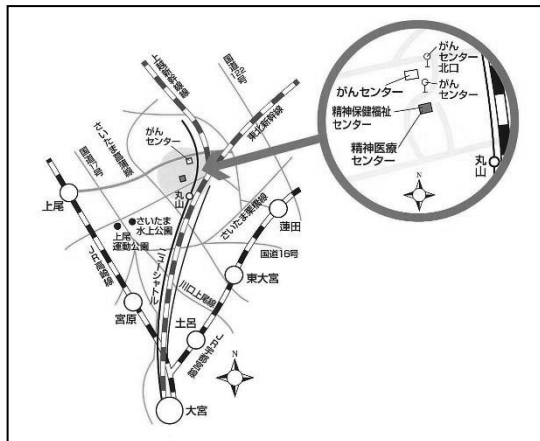
【相談時間】 月～金曜日（祝休日を除く）  
午前8時30分～午後6時15分

【休日夜間児童虐待通報ダイヤル】  
上記以外の時間帯で緊急の児童虐待通報  
☎ 048-779-1154

### 3. 埼玉県立精神保健福祉センター

埼玉県における地域精神保健福祉推進の中核として、心の病気の予防や精神障がい者の社会復帰訓練、精神保健・精神障がい者の福祉に関する相談を行っています。

その他、うつに関する特別相談、自死遺族に対する特別相談を行っています。ご家族からの相談にも対応しています。



所在地 伊奈町小室818-2

☎ 048-723-3333

FAX 048-723-1561

【来所相談】 平日 午前9時～午後5時（予約専用電話）048-723-6811

【電話相談】 平日 午前9時～午後5時（埼玉県こころの電話）048-723-1447

#### 4. 埼玉県精神科救急情報センター

夜間や休日において、精神疾患がある方やその家族などからの緊急的精神医療相談を電話で受付けています。相談内容から適切な助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行います。

☎ 048-723-8699 (ハローキューキュー)

※非通知設定の電話はつながりません。

【受付時間】月～金曜日 午後5時～翌日午前8時30分

土・日・祝日 午前8時30分～翌日午前8時30分

※平日の日中の時間帯(午前8時30分～午後5時)で、精神科救急医療に関する相談については、各保健所にご相談下さい。

#### 5. 朝霞保健所

精神保健に関する相談に応じ、必要な指導助言を行っています。また、「ひきこもり」の専門相談(完全予約制)も実施しています。

日程等の詳細については、直接お問い合わせください。

朝霞保健所 朝霞市青葉台1-10-5 ☎ 048-461-0468

FAX 048-461-0133

#### 6. 埼玉県発達障害総合支援センター(18歳以下の方の相談支援)

発達障がいを持つ子どもや保護者が日常生活に必要な支援が受けられる地域づくりをめざし、親への支援、支援者の育成や、地域の支援機関への助言等を行っています。

発達障がいを持つ18歳までの子どもとご家族の方からの電話相談を受け付けています。

【開所時間】月～金曜日(祝休日を除く) 午前9時～午後5時

所在地 さいたま市中央区新都心1-2(埼玉県立小児医療センター南玄関 3階)

☎ 048-601-5551

FAX 048-601-5552

【電話相談】月～金曜日(祝休日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時

#### 7. 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」(19歳以上の方の相談支援)

自閉症及び発達障がいを持つ方やその家族に対して相談・療育・就労等の支援や関係施設や関係機関に対する普及啓発及び研修等を行っています。

【開所時間】月～金曜日(祝休日を除く) 午前9時～午後5時

所在地 川越市平塚新田東河原201-2

☎ 049-239-3553

FAX 049-233-0223

ホームページ <http://www.dd-mahoroba.com/>

【電話相談・面接相談予約受付】

月～金曜日（祝休日を除く） 午前9時～正午、午後1時～5時

【メール相談】

様々な事情により、センターへの電話が困難な場合、メールでの相談も行っています。ただし、返信は1～2日かかります。上記ホームページにアクセスし、メール相談専用フォームから送信してください。

## 8. 県の聴覚障がい児・者の相談機関

【埼玉聴覚障害者情報センター】

相談員が聴覚障がい者などの日常生活、社会生活上の問題について相談に応じ関係機関と協力して解決にあたっています。

巡回聴覚障がい者相談（予約不要）、難聴者・中途失聴者手話講習会も開催しています。

所在地 さいたま市浦和区北浦和5-6-5浦和合同庁舎別館2階

【相談予約】 ☎ 048-814-3353

FAX 048-814-3355

【受付時間】 月～土曜日 午前9時～12時、午後1時～5時

ホームページ <http://saitama-info-center.sai-donguri.org/>

【きこえとことばの相談支援センター】

聴覚障がいのある0歳から高校生とその保護者の方などの相談に応じています。

所在地：坂戸市鎌倉町14-1

埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園内

☎ 049-281-0174

FAX 049-283-9899

E-mail [sodan@sakado-sd.spec.ed.jp](mailto:sodan@sakado-sd.spec.ed.jp)



## 9. 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター(彩の国すこやかプラザ内)

生活のさまざまな場面で障がい者（知的・精神・身体）や認知症高齢者およびその家族からの相談に弁護士や福祉の専門家などが対応し、その権利の擁護や権利行使の援助を行い問題の解決を支援します。

所在地 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階

### 【相談内容と受付時間】

月～金曜日（祝休日除く） 午前9時～午後4時

- 権利擁護相談 ☎048-822-1204 FAX 048-822-1406

E-mail soudan@fukusi-saitama.or.jp

- 障がい者差別解消に関する相談

☎ 048-822-1297 FAX 048-822-1406

E-mail skenri@fukusi-saitama.or.jp

- 福祉サービス苦情相談（埼玉県運営適正化委員会）

☎ 048-822-1243 FAX 048-822-1406

## 10. 介護すまいる館（彩の国すこやかプラザ内）

身体の不自由な方や高齢者のために使って役立つ福祉用具や介護用品約1,000点を常時展示し、日常生活をより快適に暮らすため、機器の使い方や選び方などの相談に応じています。

【開所時間】 火～日曜日 午前9時～午後5時

休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、第1日曜日、年末年始

所在地 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階

☎ 048-822-1195 FAX 048-822-1426

## 第2章 手帳の交付



### 1. 身体障害者手帳

【対象者】 視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障がい）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝機能に永続する障がいがある方

【障害等級】 障がいの程度により1級（重度）から6級（軽度）までに認定されます。

【申請】 ①申請書 本人が15歳に満たないときは、その保護者が申請します。

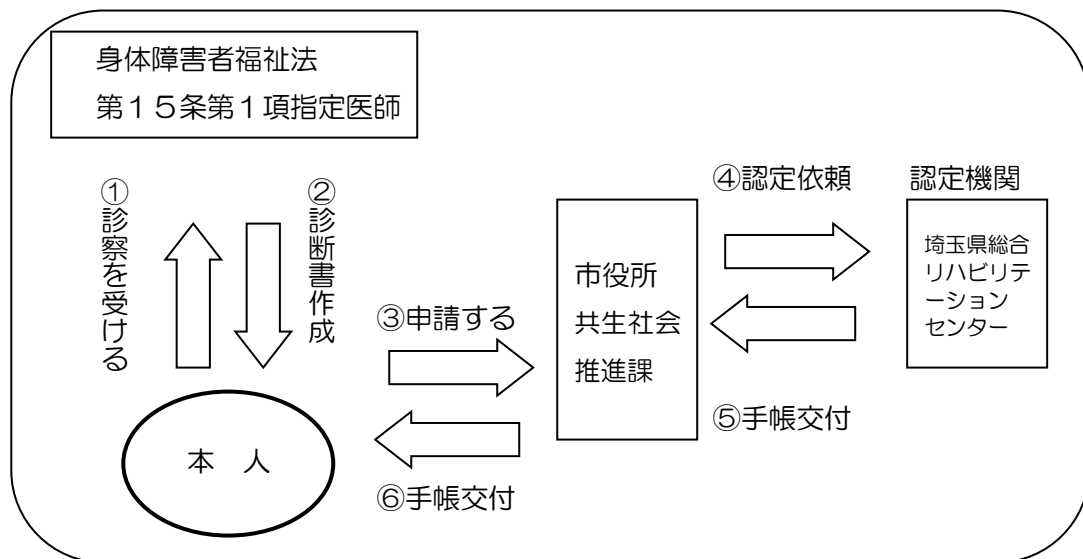
②診断書 身体障害者福祉法第15条の指定医師が記載した診断書

③印鑑

④個人番号及び本人等の確認をするための書類

【診断書料の補助】 申請者本人が住民税非課税の場合、手帳交付のための診断書料の一部を補助します。

#### ●身体障害者手帳が交付されるまで



■次のいずれかに該当する場合は手続きが必要です。

①記載されている内容の変更・・・手帳と印鑑をご持参ください。

- ・氏名に変更が生じたとき
- ・市内で転居されたとき
- ・県外（さいたま市、川越市、越谷市、川口市も含まれます。）に転出するとき

②手帳に記載されている障がい状態の変更・・・診断書（指定医が記載したもの）が必要です。

- ・障がいの状態が重く（軽く）なったとき。
- ・認定された障がいのほかに永続する障がいが生じたとき。

- ③再認定の日付が記載されている手帳は、その期日までに再認定手続きが必要です。
- ④紛失・破損したとき・・・写真、手帳（破損の場合）、印鑑をご持参ください。
- ⑤障がいの有しなくなったとき、死亡したとき・・・手帳をご返還ください。

【問 合 せ】 共生社会推進課

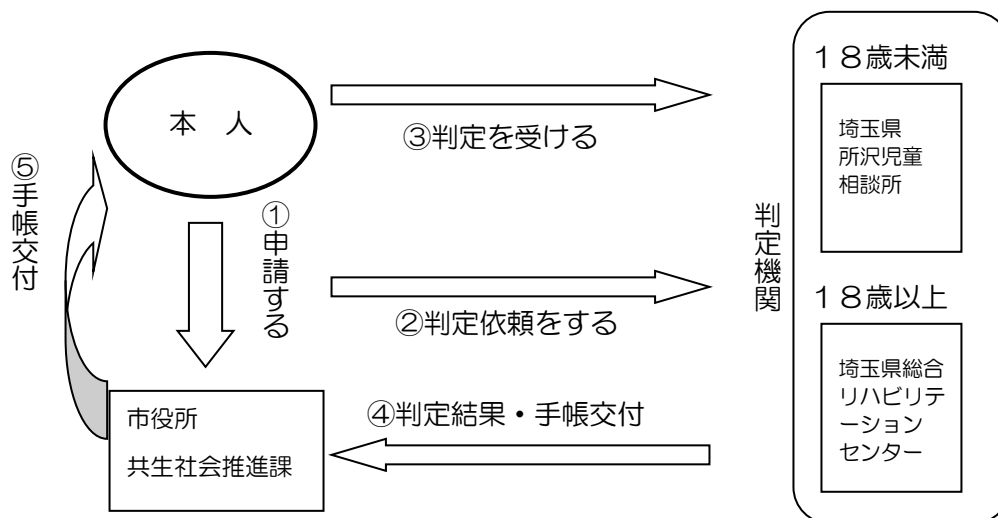
## 2. 療育手帳

【対 象 者】 18歳前までに児童相談所又は知的障がい者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方

【障 害 等 級】 障がいの程度により㊤（最重度）からC（軽度）までに認定されます。

- 【申 請】
- ①申請書
  - ②印鑑
  - ③母子健康手帳など、本人の生育歴に関するもの

### ●療育手帳が交付されるまで



■次のいずれかに該当する場合は手続きが必要です。

- ①記載されている内容の変更・・・手帳と印鑑をご持参ください。
  - ・氏名に変更が生じたとき
  - ・市内で転居されたとき
  - ・県外（さいたま市も含まれます。）に転出するとき
- ②再認定の日付が記載されている手帳は、その期日までに再認定手続きが必要です。
- ③紛失・破損したとき・・・写真、手帳（破損の場合）、印鑑をご持参ください。
- ④死亡したとき・・・手帳をご返還ください。

【問 合 せ】 共生社会推進課

### 3. 精神障害者保健福祉手帳

【対象者】 精神疾患を有する方（精神保健福祉法第5条の定義による精神障がい者）のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

【障害等級】 障がいの程度により1級（重度）から3級（軽度）までに認定されます。

【申請に必要なもの】 ①申請書

②診断書（初診日から6か月以降で記入から3か月以内のもの）

又は障がい年金証書の写しと直近の年金の払込（支払）通知書の写し

又は特別障がい給付金受給資格者証の写しと直近の国庫金振込（送金）

通知書の写し

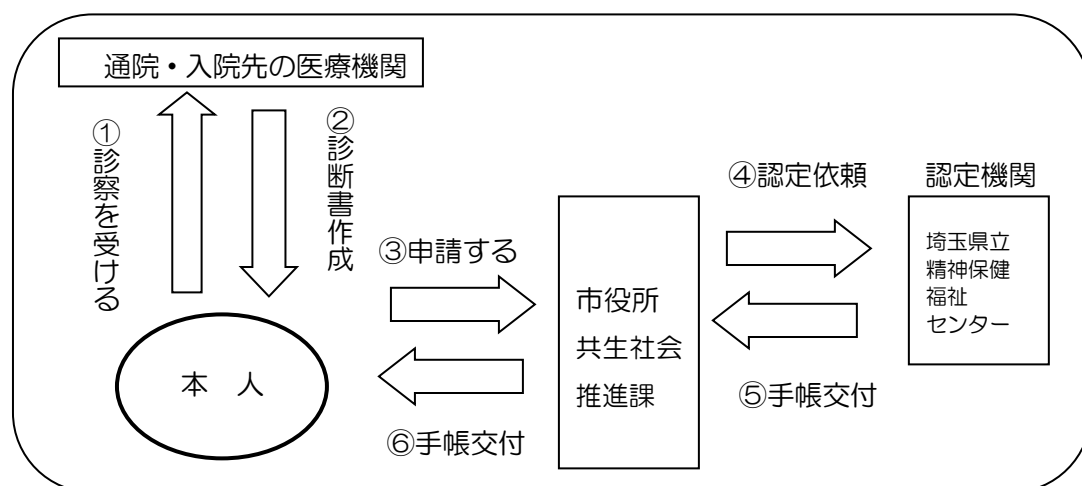
③同意書

④個人番号及び本人等の確認をするための書類

⑤印鑑

【診断書料の補助】 申請者本人が住民税非課税の場合、手帳交付のための診断書料の一部を補助します。

#### ●精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで（診断書による申請の場合）



■次のいずれかに該当する場合は手続きが必要です。

①記載されている内容の変更・・・手帳と印鑑をご持参ください。

・氏名に変更が生じたとき

・市内で転居されたとき

・県外（さいたま市も含まれます。）に転出するとき

②障がい程度の変更・・・診断書又は障がい年金証書をご持参ください。

③紛失・破損したとき・・・写真、手帳（破損の場合）、印鑑をご持参ください。

④障がいを有しなくなったとき、死亡したとき・・・手帳をご返還ください。

※ 有効期限は2年間です。更新を希望する場合は再度手続きが必要です。

（有効期限の3か月前から更新手続きができます。）

【問合せ】 共生社会推進課

# 第3章 医 療



## 1. 重度心身障がい者医療費の助成

医療機関において入院・通院をした際に支払う保険診療の一部負担金などを助成します。

### ■助成される医療費

- ・医療機関の窓口で支払った医療保険診療による医療費、調剤費
- ・医療保険診療による訪問看護に係る給付の基本利用料金（介護保険による一部負担金は対象外）
- ・医療保険診療により購入した治療用装具の自己負担金

ただし、次の給付等がある場合には、一部負担金からその額を控除した額を助成します。

- ・他の公費負担や健康保険により、高額療養費や付加給付が支払われる場合

### ■助成されない医療費

医療保険が適用されない治療やサービス

- ・自費診療、予防接種、文書料、交通費、入院時の病衣代、室料差額負担金、おむつ代、医療保険診療以外の医薬品購入代金など

**【対象者】** 65歳未満までに、次のいずれかの手帳を取得した方が対象です。

- ① 身体障害者手帳1級～3級の方
- ② 療育手帳 $\text{\textcircled{A}}$ 、A、Bの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級（ただし、精神病床への入院費用は除きます。）
- ④ 65歳未満までに、次のいずれかに該当する手帳を所持し、かつ、後期高齢者医療制度に加入している65歳以上の方
  - ・身体障害者手帳4級（音声・言語機能または下肢障がいの一部に限る）
  - ・精神障害者保健福祉手帳2級の方
  - ・障害基礎年金1級、2級の方

**【申請に必要なもの】** 障がい者手帳、健康保険証、本人名義の普通預金口座、印鑑、市民税（非課税証明書（志木市で課税状況が確認できない場合）

**【請求方法】** 医療機関で支払った医療費の領収書（医療点数のわかるもの）と手続き後に交付される医療費受給者証を医療費請求書※1に添付して当月分については、翌月以降、共生社会推進課に請求してください。ただし、朝霞地区4市内及び富士見市、ふじみ野市、三芳町の医療機関の通院分は、医療費受給者証を提示することにより、窓口の自己負担金の支払いは不要です。（後期高齢者医療制度加入者は除きます。）

また、重度心身障がい者医療費受給以外に、他法医療助成制度（指定難病・更生医療、精神障がい者通院医療費など）を受けている場合は各受給者証と上限管理表のコピーを添付してください。

※1 医療費請求書用紙は共生社会推進課、出張所、または市ホームページからダウンロードできます。医療費請求書に領収書を添付することが原則ですが、医療費請求書に医療機関が直接領収内容を記載したもので可能です。

【支 払 時 期】 毎月20日までの申請分を翌月以降10日に支払います。（ただし高額医療費に該当する場合、確認後の支払いとなるため翌々月以降になります。）

【問 合 せ】 共生社会推進課

## 2. 後期高齢者医療制度

75歳以上の方と、65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方が加入できる医療制度です。

65歳以上75歳未満で一定の障がいとは・・・

- ① 身体障害者手帳1級～3級の方
- ② 身体障害者手帳4級（音声・言語機能、下肢障がいの一部に限る）の方
- ③ 療育手帳Ⓐ、Aの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方
- ⑤ 障害基礎年金1級、2級の方

【問 合 せ】 保険年金課 後期高齢者医療グループ

## 3. 自立支援医療給付

医療費の自己負担分が原則1割に負担軽減されます。また、所得に応じて1か月の負担上限額が設定されます。ただし、一定以上の所得の場合、対象とならない場合があります。

### （1）育成医療

現に身体に障がいがあるか、または現に疾患があってそのまま放置すると将来一定の障がいを残すと認められ、手術などの外科的な治療等によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に対象となります。

ただし、育成医療の指定医療機関での治療に限られます。

【対 象 者】 次の全ての項目に該当する方が対象となります。

- ① 18歳未満であること
- ② 対象者の保護者が市内に住所があること
- ③ 現に身体に障がいがあるか、または現に疾患があってそのまま放置すると将来一定の障がいを残すと認められること
- ④ 手術などの外科的な治療等によって確実な治療効果が期待できること

**【対象となる疾患】**

- ① 視覚障がいによるもの
- ② 聴覚、平衡機能障がいによるもの
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいによるもの
- ④ 肢体不自由によるもの
- ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸、肝臓の機能の障がいによるもの
- ⑥ 先天性の内臓の機能の障がいによるもの
- ⑦ ヒト免疫ウイルス不全による免疫機能の障がいによるもの

**【申請に必要なもの】** 申請書、意見書、世帯調書、所得状況が確認できるもの（同意書又は市民税（非）課税証明書）、健康保険証（国民健康保険の場合は家族全員分）、個人番号及び本人等の確認をするための書類、印鑑

**【問 合 せ】** 共生社会推進課

## **（2）更生医療**

身体障がい者の障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりするための手術や人工透析などの継続的な治療が必要と認められる場合に対象となります。

ただし、更生医療の指定医療機関での治療に限られます。身体障がい者更生相談所の判定が必要ですので、治療の前にご相談ください。身体障害者手帳の申請と同時に申請することができます。

**【対象となる疾患】** 身体障害者手帳に記載されている障がい原因と因果関係があり、その障がいを軽減する治療

- ① 視覚障がいによるもの
- ② 聴覚、平衡機能の障がいによるもの
- ③ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がいによるもの
- ④ 肢体不自由によるもの
- ⑤ 心臓、腎臓、小腸または肝臓機能の障がいによるもの

（日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）

- ⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによるもの

（日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）

有効期間は原則3か月以内と定められていますが、「重度かつ継続」に定められている疾患（※）は最長1年以内です。継続の更新手続きが必要です。

※ 腎臓機能障がいに対する人工透析療法、腎臓移植後の抗免疫療法、小腸機能障がいに対する中心静脈栄養法、心臓機能障がいに対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障がいに対する肝移植後の抗免疫療法など。

【対象者】18歳以上の身体障害者手帳所持者（手術等を行う前の身体状況が、身体障害者手帳に該当する場合、手帳との同時申請が可能です。）

【申請に必要なもの】申請書、診断書（医学的意見書・医療費概算額算定書）、所得状況が確認できるもの（同意書又は市民税（非）課税証明書）、健康保険証（国民健康保険の場合は家族全員分）、個人番号及び本人等の確認をするための書類、印鑑

【問合せ】共生社会推進課

### （3）自立支援医療（精神通院医療）

精神に障がいのある方の通院を促進し、かつ、適正な医療を普及させるため、精神疾患で継続的に通院する場合の負担軽減を図ります。

【対象者】精神疾患で精神科及び神経科、心療内科等に継続的に通院している方が対象となります。有効期間は1年間ですので、更新手続きが必要です。

※ 統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の器質性精神障がい、アルコール依存症、薬物関連障がい（依存症）等の方。その他、3年以上の精神医療の経験を有する医師により通院医療を継続的に要すると診断を受けた方。詳しいことは、現在通院中の医療機関の主治医にお尋ねください。

（精神疾患以外の診療を受けた場合は対象外となります。）

【申請に必要なもの】申請書、意見書（隔年で提出）、所得状況が確認できるもの（同意書又は市民税（非）課税証明書）、健康保険証（国民健康保険の場合は家族全員分）、個人番号及び本人等の確認をするための書類、印鑑

※精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合は、意見書（診断書）を省略することができます。

【問合せ】共生社会推進課



## 4. 精神障がい者通院医療費助成制度

自立支援医療制度の精神通院医療の認定を受けている方が、通院医療で支払った医療費を助成します。

【対象者】自立支援医療制度の精神通院医療受給者証をお持ちで、所得区分が非課税世帯（低所得1・低所得2）の方が対象となります。

【制度内容】受給者証に記載されている医療機関または院外薬局等で支払った、通院医療費の自己負担分（10%）を助成します。

（精神疾患以外の診療を受けた場合は対象外です。）

【申請時に必要なもの】 ①精神障がい者通院医療費支給申請書  
②金融機関の口座番号がわかるもの（初回または口座変更時のみ）  
③自己負担上限額管理票  
④自立支援医療受給者証（精神通院）  
⑤領収証（原本）  
⑥印鑑

【支払時期】毎月末日までの申請分を翌月20日に支払います。

【問合せ】共生社会推進課

## 5. 指定難病等の医療給付

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に規定する指定難病医療給付制度、特定疾患医療給付制度、又は先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度の認定を受けている方が、医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の全部又は一部を県が公費負担することにより、患者さんの医療費の負担軽減を図るものです。

【各種制度について】各申請には要件があります。

詳細については、「埼玉県ホームページ」をご参照ください。

指定難病医療給付制度については、こちらをご参照ください

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/tokuteisikkan/index.html>

特定疾患等医療給付制度（先天性血液凝固因子欠乏症等を含む）  
については、こちらをご参照ください

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/tokuteisikkan/tokuteisikkanseid.html>

【申請方法】保健所で必要な書類を受け取り、管轄の朝霞保健所に提出してください。

【問合せ】朝霞保健所 保健予防推進担当 ☎ 048-461-0468

FAX 048-461-0133

## 6. 小児慢性特定疾病医療費助成制度

国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を県が助成する制度です。

【対象者】小児慢性特定疾病にかかっている方のうち、次の項目全てを満たす場合が対象となります。

●埼玉県内にお住まいの方

- ・さいたま市、川越市、越谷市及び川口市にお住まいの方を除きますが、これらの市では同様の制度をそれぞれの市で実施しています。

●対象年齢である方

- ・新規申請は18歳未満までとなります。ただし、医療受給者証をお持ちの方で、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、有効期間終了前に継続手続きを行うことにより、20歳まで延長することができます。

●何らかの医療保険に加入している方

- ・「生活保護」又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付」を受けている場合も対象となります。

## 小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾患

対象疾患群	疾患の例示
01 悪性新生物	白血病・リンパ腫・中枢神経系腫瘍・固形腫瘍 など
02 慢性腎疾患	微小変化型ネフローゼ症候群・IgA腎症 など
03 慢性呼吸器疾患	慢性肺疾患・気道狭窄・気管支喘息 など
04 慢性心疾患	心室中隔欠損症・ファロー四徴症・肺動脈狭窄症 など
05 内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症・橋本病・バセドウ病 など
06 膠原病	若年性特発性関節炎・全身性エリテマトーデス など
07 糖尿病	1型糖尿病・2型糖尿病 など
08 先天性代謝異常	糖原病Ⅰ型・フェニルケトン尿症 など
09 血液疾患	血友病・血小板減少性紫斑病・再生不良性貧血 など
10 免疫疾患	後天性免疫不全症候群 など
11 神経・筋疾患	点頭てんかん（ウエスト症候群）・結節性硬化症 など
12 慢性消化器疾患	胆道閉鎖症・先天性胆道拡張症・アラジール症候群 など
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	18トリソミー症候群・ダウン症候群・マルファン症候群 など
14 皮膚疾患	眼皮膚白皮症（先天性白皮症）・レックリングハウゼン病（神経線維腫症Ⅰ型） など
15 骨系統疾患	胸郭不全症候群、骨硬化性疾患、進行性骨化性線維異形成症など
16 脈管系疾患	巨大静脈奇形、巨大動静脈奇形、原発性リンパ浮腫など

疾病ごとに対象となる疾患の状態の程度（対象基準）が定められており、その基準に基づき、審査が行われます。

【申請の方法】保健所で必要な書類を受け取り、管轄の朝霞保健所に提出してください。

【問 合 せ】朝霞保健所 保健予防推進担当 ☎ 048-461-0468

FAX 048-461-0133

## 7. 埼玉県障がい者歯科相談医制度

「埼玉県障がい者歯科相談医」は、障がいのある方が安心してかけられる地域の相談医です。  
また、治療が困難な障がい者のために、必要に応じて次の県立施設で治療が受けられるように紹介を行っています。

### 【県立施設障がい者歯科診療所】

名 称	所 在 地	電 話	Fax
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚 148-1	048-781-2222	048-781-1552
埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所	草加市柿木町 1215-1	048-936-5088	048-932-1311
埼玉県立嵐山郷	比企郡嵐山町大字古里 1848	0493-62-6221	0493-62-8944
埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所	朝霞市青葉台 1-10-60	048-466-1411	048-467-4127
埼玉県立皆光園障害者歯科診療所	深谷市人見 1998	048-573-2021	048-573-2022
(社) 埼玉県歯科医師会 口腔保健センター	さいたま市浦和区 針ヶ谷 4-2-65	048-835-3210	048-835-3220

【問 合 せ】 埼玉県保健医療部健康長寿課

☎ 048-830-3575      FAX 048-830-4804

一般社団法人 埼玉県歯科医師会

☎ 048-829-2323      FAX 048-829-2376

## 8. 朝霞地区障がい者等歯科保健医療システム

朝霞地区4市（志木市、朝霞市、和光市、新座市）では、「一般社団法人 朝霞地区歯科医師会」の協力により、障がいのある方がより身近な地域で歯科医療や予防処置・相談が受けられるよう、「朝霞地区歯科医師会障がい者等歯科協力医」が歯科保健相談に応じて、可能な限り通常の歯科治療、予防処置及び訪問診療（応急処置等）を行います。

かかりつけの歯科医がないなどで、歯科保健医療のことでお困りの場合にはご相談ください。

【問 合 せ】 一般社団法人 朝霞地区歯科医師会

☎ 048-465-2244      FAX 48-465-2104

# 第4章 手 当



## 1. 重度心身障がい者手当

【対 象 者】 65歳未満までに、次のいずれかに該当し、かつ住民税が非課税の方

- ① 身体障害者手帳1級・2級の方
- ② 療育手帳(A)、A、Bの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方
- ④ 最重度・重度の知的障がいがあると判定された方
- ⑤ 20才未満で身体障害者手帳3級の方
- ⑥ 埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱に規定する超重症心身障害児の方

【対象とならない場合】

- ・住民税が課税されている方  
1月分から7月分については前々年分、8月分から12月分については前年分の所得により確認  
ただし、年度の途中でも住民税が非課税となった場合は、対象となりますので申請してください。
- ・特別障がい者手当、障がい児福祉手当、福祉手当（経過措置）を受給している場合。ただし、超重症心身障がい児は障がい児福祉手当と併給が可能です。
- ・65歳以上の方（65歳になる前から受給している方は除く）

【手 当 金 額】 月額8,000円

【支 給 月】 3月・9月に6か月分まとめて口座へ振り込みます。

申請日の翌月分から手当が支給となります。（ただし、提出した日が月の初日であるときは、その日の属する月から手当が支給となります。）

【申請に必要なもの】 申請書、手帳、印鑑、受給者名義の普通預金口座

【問 合 せ】 共生社会推進課

## 2. 特別障がい者手当

【対象者】 在宅の20歳以上であって、身体障害者手帳1級・2級及び療育手帳㊤程度の重度の障がい重複しているか同程度以上の状態で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方（障がい基礎年金1級程度の障がい重複する方及びそれと同程度以上と認められる方）

※特別障がい者手当の該当基準（→資料編91ページ）

【対象とならない場合】

- ・一定以上の所得がある場合（毎年8月に所得の審査を行います。）
- ・施設に入所している場合
- ・継続して3か月以上入院している場合

【手当金額】 月額27,300円（令和4年4月現在）

【支給月】 2月・5月・8月・11月に3か月分をまとめて支払います。

申請日の属する月の翌月分から支給します。

【申請に必要なもの】 診断書（所定のもの）、手帳、所得状況届、年金証書等の写し

前年中の年金収入のわかるもの、印鑑、受給者名義の普通預金口座  
個人番号及び本人等の確認をするための書類

【問合せ】 共生社会推進課

## 3. 障がい児福祉手当

【対象者】 在宅の20歳未満であって、概ね次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1級・2級の一部の方
- ② 療育手帳㊤の方
- ③ 常時介護を要する身体障がい者その他同程度の障がいを有する方  
※障がい児福祉手当の該当基準（→資料編91ページ）

【対象とならない場合】

- ・一定以上の所得がある場合（毎年8月に所得の審査を行います。）
- ・施設に入所している場合
- ・障がいを理由とする公的年金を受給している場合

【手 当 月 額】 月額14,850円（令和4年4月現在）

【支 給 月】 2月・5月・8月・11月に3か月分をまとめて支払います。

申請日の属する月の翌月分から支給します。

【申請に必要なもの】手帳、診断書（所定のもの）、所得状況届、印鑑、受給者名義の普通預金口座、個人番号及び本人等の確認をするための書類

【問 合 せ】 共生社会推進課

#### 4. 福祉手当（経過的措置）

【対 象 者】 昭和61年3月31日時点で国の制度の福祉手当を受給していた20歳以上の方のうち、特別障がい者手当、障がいを理由とする公的年金などいずれの支給も受けられない方に、引き続き手当を支給します。

ただし所得制限があります。

【手 当 月 額】 月額14,850円（令和4年4月現在）

【支 給 月】 2月・5月・8月・11月に3か月分をまとめて支払います。

【問 合 せ】 共生社会推進課

#### 5. 特別児童扶養手当

【対 象 者】 概ね次のいずれかに該当する、在宅の20歳未満の障がい児を養育している保護者

① 身体障害者手帳1～3級、4級の一部の方

② 療育手帳Ⓐ・A・Bの方

③ 身体又は精神の障がい重複する場合であって、上記①・②と同程度の障がいを有する状態にある方

※特別児童扶養手当の該当基準（→資料編90ページ）

【対象とならない場合】・一定以上の所得がある場合。（毎年8月に所得の審査を行います。）

・障がいを理由とする公的年金を受給している場合

・施設に入所している場合

【手 当 月 額】 重度障がい児（1級）：月額52,400円（令和4年4月現在）

中度障がい児（2級）：月額34,900円（令和4年4月現在）

【支 給 月】 4月・8月・11月に4か月分まとめて支払います。

【申請に必要なもの】 手帳、診断書（所定のもの）、住民票（世帯全員のもの）、戸籍謄本（本人及び児童）、印鑑、保護者名義の普通預金口座、個人番号及び本人等の確認をするための書類

【問 合 せ】 共生社会推進課

## 6. 児童扶養手当

【対 象 者】 父母の離婚や死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子ども（18歳まで。定める障がいがある場合は20歳未満。）や、父または母に一定の障がいのある子どもの家庭。

【問 合 せ】 子ども支援課

## 7. 難病患者入院見舞金

埼玉県指定難病医療給付又は指定特定医療給付の認定を受け、受給者証の交付を受けている方で、その疾病により入院された方に、入院見舞金を支給しています。

【対 象 者】 志木市に住所を有する方で、埼玉県の指定難病医療受給者証又は指定特定医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方

但し、次の手当を受けている場合は受給できません。

障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当

重度心身障がい者手当、要介護高齢者手当

【手 当 額】 1回の入院につき30,000円、1年度内（4月から3月までの間）につき2回まで。

【申請に必要なもの】 申請書、県が交付している医療受給者証のコピー、難病患者入院申立現認書、振込先口座がわかるもの

【問 合 せ】 共生社会推進課



# 第5章 各種サービス



## I. サービスと利用者負担額

### 1. 障がい福祉サービス

サービスの種類は、主に在宅のサービスと施設サービスに分けられます。

在宅サービスは入浴や排泄などの介助を行う身体介護や、買い物や調理などを行う家事援助、重度の視覚障がい者の外出を支援する同行援護などがあります。

また、施設サービスは施設で夜間や休日の食事や入浴等の介助をする施設入所支援や、就労に必要な訓練などを行う就労移行支援、日中の活動の場として就労継続支援や生活介護などがあります。

利用を希望する場合は、利用するサービスにより認定調査や判定が必要になります。

その他、補装具費の給付などのサービスがあります。いずれも申請が必要となりますので、事前にご相談ください。

### 2. 利用者負担額について

原則一割負担ですが、生活保護世帯や非課税の「世帯」は利用者の負担はありません。その他、「世帯」の課税額によって、1か月の負担上限額が設定されます。

※「世帯」とは、住民票上の世帯ではなく、18歳以上の場合は本人とその配偶者、18歳未満の場合は保護者をさします。（但し、施設入所者は20歳未満まで保護者をさします。）

【負担区分一覧表】

区分	世帯の収入		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般	市民税課税世帯	所得割額16万円未満の世帯	9,300円
		児童の場合は、所得割額28万円未満の世帯	4,600円
	上記以外の世帯		37,200円

※施設入所支援及び共同生活援助等の施設居住系の利用者負担額は、一部異なります。

### 3. 地域生活支援事業

この事業は、地域の実情に応じて市が柔軟な事業形態により行うサービスです。

移動支援事業や日常生活用具支給事業、コミュニケーション支援事業、日中一時支援事業などの事業を実施しています。

利用者負担額は原則一割負担ですが、「世帯」の課税状況やサービスにより異なります。負担区分一覧表と同額です。

※「世帯」とは、住民票上の世帯ではなく、18歳以上の場合は本人とその配偶者、18歳未満の場合は保護者をさします。

### 4. 介護保険制度との関係について

65歳以上の方や40歳以上の一部の疾患により介護保険制度の給付が対象となる場合は、原則、介護保険サービスの給付が優先となります。

ただし、障がい福祉サービスに該当するサービスが介護保険にない場合や、提供する介護保険事業所がない場合等、サービスを利用できないときは障がい福祉サービスを利用することができます。

### 5. 障害者総合支援法における難病患者等のサービス利用について

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい福祉サービスの対象者に、新たに難病患者等（治療方法が確立していない疾患その他の特殊の疾患であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が追加されました。

新たに対象となる方は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、区分認定など必要な手続きを経て、必要と認められた障がい福祉サービス等の受給が可能となります。

- ・障がい児や障がい者については、障がい福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業が対象です。
- ・障がい児については、障がい児通所支援が対象です。

対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等※）をご持参のうえ、支給申請してください。その後、障がいの支援区分の認定などの手続きが必要となります。

※埼玉県で認定している特定疾患には、国で定めた難病疾患以外のものが含まれています。  
その疾患に該当する場合は制度の対象外となりますので、ご注意ください。

【対象の疾患】詳しくは、下記の厚生労働省のホームページ「障害者総合支援法の対象となる難病等について」をご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/hani/index.htm](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/hani/index.htm)

## 6. サービス等利用計画について

平成 24年4月の障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正により、障がい福祉サービス・障がい児通所支援を利用するすべての利用者の方に対して、「サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）」を作成することが定められました。市はその計画に書かれている内容を勘案して、支給決定を行います。

### ・ サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）とは・・・

障がい者（障がい児）の自立した生活を支え、障がい者（障がい児）の抱える課題の解決や適切なサービスを提供するために、また、乳幼児期から学齢期、成人期までのライフステージによって切れ目なく支援をつなぐためのツールとして作成するものです。

### ・ 計画を作る人は・・・

計画は、原則、市が指定した「指定特定相談支援事業者」「指定障がい児相談支援事業者」の相談支援専門員が作成することとされています。

相談支援専門員が居宅訪問や面接等を行い、心身の状況や置かれている環境、サービス利用の意向等をお伺いしながら、必要な障がい福祉サービスの種類や内容を記載した計画を作成します。

### ・ 計画作成にかかる費用は？・・・

計画作成の際に、利用者が負担する費用はありません。ただし、遠方の施設等へ入所されている方の場合、その交通費についてご負担いただく場合があります。



## Ⅱ. 各種サービス

### 1. 在宅のサービス

#### (1) ホームヘルパーの派遣

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者等に対してホームヘルパーを派遣し、介護や家事などの必要な支援を行います。目的により「身体介護」「家事援助」「行動援護」「重度訪問介護」「重度障がい者包括支援」などがあります。

サービスを利用する場合は、認定調査を行いサービスの支援区分を認定します。なお、介護保険の給付制度の対象となる方は、介護保険のサービスが優先されます。

【対象者】身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、発達障がい・高次脳機能障がい・難病等（国が指定した疾患）と診断されている方

【負担額】27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

【問合せ】共生社会推進課

#### (2) 外出の支援

##### ① 同行援護サービス

重度の視覚障がい者に対して、ヘルパーを派遣し外出支援を行うサービスです。移動や代筆、代読などの必要な支援を行います。身体状況により身体介護が必要な場合は、認定調査を行いサービスの支援区分を認定します。

軽度の視覚障がいの場合で外出支援が必要な方は、このあとに出てくる「移動支援事業」をご利用いただけます。

【対象者】重度の視覚障がい者

【申請】サービスの利用を希望する場合は、事前にご相談ください。

【負担額】27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

【問合せ】共生社会推進課

##### ② 移動支援事業

一人での外出に著しい制限がある方に対し、社会生活上必要不可欠な移動や社会参加のための移動等、障がい者の自立のための移動支援を行います。

【対象者】①精神障がい者（自立支援医療受給者も含みます。）

②視覚障がい者、身体障がい者

（上肢・下肢ともに2級以上、又は体幹2級以上）

※重度の視覚障がい者は、介護給付の「同行援護」サービスが対象となります。

③知的障がい者

④障がい児

⑤難病等（国が指定した疾患）と診断されている方

ただし、他の移動支援を含むサービスの支給を決定している方は対象外です。

- 【申請】 サービスの利用を希望する場合は、事前にご相談ください。
- 【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。
- 【問合せ】 共生社会推進課

### (3) 生活サポート事業

障がい者やその家族の暮らしを支援するため、市に登録承認された登録団体が、有料でヘルパー派遣や一時預かりをする事業です。法のホームヘルプサービスでは利用することのできないサービス内容（通学の送迎や通所などの継続的に利用が見込まれる送迎）などが利用できます。

- 【対象者】 障がい者手帳を所持している方（知的障がいと判定を受けている方を含む）、発達に障がいがあると診断されている方。
- 【補助時間】 年間150時間を限度として補助します。年度の途中で利用決定された場合は、定率で減少されます。
- 【負担額】 1時間あたり950円を限度。ただし、児童は生計中心者の所得に応じて減額されます。その他、入会金、年会費、送迎料など事業所の定めた額の負担があります。
- 【問合せ】 共生社会推進課

### (4) 身体障がい者入浴サービス

在宅で入浴が困難な重度の身体障がい者に対し、移動入浴車による入浴援護を行います。

- 【対象者】 重度の身体障がい者又はこれに準ずる状態にある方で、医師が入浴可能と認めた方。ただし、介護保険の制度を利用できる方は対象外となります。
- 【回数】 週1回を限度
- 【費用】 無料（実費相当分は自己負担）
- 【申請】 利用を希望する場合は、申請書の他に医師の診断書が必要です。
- 【問合せ】 共生社会推進課

### (5) 訪問理美容サービス

重度の障がいなどのために理容店や美容院に出向くことが困難な方に対して、自宅で理美容のサービスが受けられます。

- 【対象者】 重度の障がい者又は要介護3～5に認定されている方
- 【回数】 年度内6回を限度
- 【費用】 理美容に要する費用は自己負担（出張費は、市が負担します。）
- 【問合せ】 長寿応援課、共生社会推進課

## (6) 緊急時連絡システム

ひとり暮らし等の障がい者に対して、日常生活上の緊急事態に消防署に通報できる通報機器を設置します。家庭内での急病、事故その他の緊急時に援助を必要とする場合、ボタンを押すと消防署に通報され直ちに救急活動を行います。

【対象者】重度身体障がい者でひとり暮らしの方、または世帯員の就労等により一日の大半がひとり暮らしとなる方

【費用】通報機器を無料で貸与します。

【問合せ】長寿応援課、共生社会推進課

## (7) たんぽぽ生活応援隊

高齢・障がい・ケガなどの理由で、生活上困っている人のために、住民の参加と協力によって生活課題を解決していく有料の生活応援活動です。日常的な家事援助、ゴミ出し、草むしり等の支援が可能です。内容については、お問い合わせください。

【対象者】市内在住で、日常生活で困りごとのある方

【費用】ゴミ出し等、10分以内で終わる作業は、1回200円

利用時間	1時間	以降、30分につき
平日9時～17時	800円	400円

※土日祝日、年末年始は休み

【問合せ】志木市社会福祉協議会 地域福祉担当

☎ 474-6508

FAX 475-0014

## 2. 施設利用のサービス

サービスには、次のような種類があります。希望される場合は、事前にご相談ください。

【問合せ】共生社会推進課

### (1) 施設通所

#### ① 生活介護事業

常に介護を必要とする方に、日中の生活の場として施設内で食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動などを行います。

利用する場合は、認定調査を行いサービスの支援区分を認定します。

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

#### ② 就労移行支援事業

一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。また、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

### ③ 就労継続支援事業（A型、B型）

一般企業などへの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった方に対し、就労に向けた支援を行います。

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

### ④ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

### ⑤ 就労定着支援

就労移行支援等を利用して新たに雇用された障がい者に対し、就労の継続を図るため、相談、指導及び助言等の支援を行います。

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

### ⑥ 児童発達支援事業

身体や知的、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）が通所する事業です。日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。また、地域の障がい児や家族を対象とした支援や相談などを行います。

※手帳の有無は問いません。医師や保健師などにより療育の必要性が認められた児童が対象です。

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

### ⑦ 放課後等デイサービス事業

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中の通所施設です。生活能力の向上のための訓練などを継続的に行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立の促進と、放課後等の居場所づくりを提供します。

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

### ⑧ 保育所等訪問支援事業

保育所や学校など障がい児が通う施設や障がい児が入所する施設を訪問し、障がい児の集団生活への適応のために必要な支援を行います

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。



## (2) 短期入所事業（ショートステイ）

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等（国が指定した疾患）と診断されている方を介護している方が、疾病その他の理由で介護できなくなったとき、施設に一時入所して必要な支援を受けることができます。

### ① 介護給付の短期入所事業

法の制度にあたる介護給付の短期入所を利用する場合、あらかじめ認定調査が必要となります。

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

### ② 重症心身障がい児（者）の短期入所事業

指定施設「心身障害児総合医療療育センター」（板橋区）に短期入所します。

【対象者】 次の要件のどちらにも当てはまる方

- ① 身体障害者手帳1・2級の肢体不自由の方
- ② 療育手帳Ⓐ・Aの方

【入所期間】 原則として1か月につき最高7日間まで利用できます。

【負担額】 利用日数に応じて一定の費用負担があります。

【申請】 前々月の20日までに申請が必要です。

## (3) 日中一時支援事業

介護者が冠婚葬祭などで日中一時的に障がい者を介護できなくなったときに、施設などで一時的にお預かりして介護します。

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方。難病等（国が指定した疾患）と診断されている方。

【利用時間】 ①4時間未満 ②4時間以上8時間未満 ③8時間以上

【負担額】 利用金額の1割負担となりますが、利用時間や障がいの状態により負担する金額は異なります。

【申請】 利用を希望する場合は、事前に申請が必要です。

## (4) 施設入所等

施設で夜間や休日、入浴や排せつ、食事等の介護などを行います。

### ① 共同生活援助（グループホーム）

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

その他、家賃、食費等がかかります。生活保護や市民税非課税世帯の場合、その家賃を対象として、一人当たり月額1万円を上限に補助があります。

## ② 施設入所支援

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

生活保護又は市民税非課税世帯の場合、利用料は無料となりますが、食費等がかかります。本人の収入額に応じて異なります。

## 3. 補装具と日常生活用具等

### (1) 補装具費の支給

補装具は身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具です。日常生活または職業生活を容易にするために、次の補装具の購入又は修理のための費用を支給します。購入、修理される前にあらかじめご相談ください。

【対象者】 身体障害者手帳を持っている方。一部の装具は特定の難病等と診断されている方も対象となります。

※但し、本人及び配偶者（児童の場合は保護者）の市民税所得割額が46万円以上の場合には対象になりません。また、別の制度が対象になる場合は、他法が優先となります。

- ・介護保険の対象者（介護保険の福祉用具で身体状況に対応できない場合は対象となります。）
- ・労災による障がいの方（労働者災害補償保険で補装具が受けられる場合は、そちらが優先となりますので、労働者災害補償保険の各事務所へお問合せ下さい。）
- ・医療保険により治療材料を製作した場合（治療の手段として一時的に使われる場合があります。その場合は健康保険による給付が受けられます。治療終了後、症状が固定した場合に補装具費の支給対象となります。詳しくは、ご加入の健康保険組合へお問合せください。）

#### 【補装具の種目】

義肢	装具	車椅子	電動車椅子
座位保持装置	歩行補助つえ	歩行器	視覚障がい者安全つえ
義眼	眼鏡	重度障がい者用意思伝達装置	
補聴器	座位保持いす（※1）	頭部保持具（※1）	排便補助具（※1）
起立保持具（※1）	整形靴（※2）		

補装具費の支給対象は、身体障害者手帳の障がいの部位により異なります。

（※1）の支給対象は、児童のみとなります。

（※2）の支給対象は、難病患者等のみとなります。

【負担額】 一割の額を負担していただきますが、「世帯」の課税状況に応じて負担上限月額が設定されます。「世帯」の市民税が非課税の場合は無料になります。

※「世帯」の範囲は本人及び配偶者、18歳未満の場合は保護者。

区分	世帯の収入	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円

※補装具費が基準額を上回っている場合は、その差額は自己負担となります。

【申請】 補装具費は、「補装具が必要」と認められた場合に限り支給されますので、事前の相談が必要です。補装具の種目等によっては、県の判定を受ける必要があります。県の判定が不要な場合は、指定医師又は指定医療機関の意見書が必要です。

【問合せ】 共生社会推進課

●志木市社会福祉協議会では車いすの貸出をしています。

【対象者】 市内在住の人

【内容】 ア) 貸出期間：6か月の範囲内です。6か月以上のご利用は、貸出期間終了前に継続の手続きをしていただくことで、引き続きご利用になれます。

イ) 利用料：1か月につき1,000円です。

ただし、1週間以内の場合は利用料が免除されます。

【問合せ】 志木市社会福祉協議会 地域福祉担当

☎ 474-6508

FAX 475-0014

## (2) 日常生活用具等の給付

日常生活用具は、身体に障がいのある方が日常生活を営むことを容易にするための用具です。障がい者（児）、特定の難病と診断されている方、小児慢性特定疾病児、難聴児に対し給付されます。それぞれ、給付される用具の種類や対象者等は異なります。障がいの内容によっては対象とならない場合があります。

## ① 障がい者等日常生活用具給付事業

【対象者】重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方、難病等（国が指定した疾患）と診断されている方

※但し、本人及び配偶者（児童の場合は保護者）の市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は対象になりません。

また、介護保険の対象者で介護保険で給付または貸与を受けられる場合は対象外となります。

【申請】用具の給付を希望する場合は、事前にご相談下さい。

【負担額】給付に要する費用の1割（10%）の額を負担していただきます。

但し、ストマ装具、紙おむつについては、負担額は5%となります。

「世帯」の課税状況によって、負担上限額が決定されます。「世帯」が非課税の場合は無料です。※「世帯」の範囲は、本人及び配偶者（児童の場合は保護者）。

区分	世帯の収入	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円

※用具が基準額を上回っている場合は、その差額は自己負担となります。

【用具の種目及び障がい程度】別表1

【問合せ】共生社会推進課

### ■介護用品購入支援事業（志木市社会福祉協議会の事業）

在宅で生活し介護や支援を必要とする高齢者・障がい者・難病患者に対し、介護保険制度や日常生活用具の対象にならない介護用品の購入費を一部支援し、介護負担の軽減や自立支援を促進します。申請前に、事前にお問い合わせください。

【対象者】市内在住で在宅の介護を必要とする次のいずれかの人

- ①要介護1から5の認定を受けている人
- ②障がい者手帳の交付を受けている人
- ③国、県の定める難病認定を受けている人

【対象になる用品】

- ・防水シート ・食事用エプロン ・浴槽滑り止めマット
- ・ポータブルトイレ消臭剤 ・口腔ケアスポンジ ・使い捨て手袋 ・手指消臭剤

※品目は変更になる場合があります。詳細はお問い合わせください。

【受付期間】10月1日～11月30日

【問合せ】志木市社会福祉協議会 地域福祉担当

☎ 474-6508 FAX 475-0014

別表1【日常生活用具（重度障がい者用・児童用）】

種 目		対象年齢		対象等級	備 考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	学齢児以上	身難	1級、2級	下肢又は体幹機能障がい難病患者等
	褥瘡防止用具	18歳以上	身難	1級	下肢又は体幹機能障がい難病患者等
		3～17歳	身難	1級、2級	
	特殊尿器	学齢児以上	身難	1級	下肢又は体幹機能障がい難病患者等
	入浴担架	3歳以上	身	1級、2級	下肢又は体幹機能障がい
	体位変換用具	学齢児以上	身難	1級、2級	下肢又は体幹機能障がい難病患者等
	移動用リフト	3歳以上	身難	1級、2級	下肢又は体幹機能障がい難病患者等
	訓練椅子	3～17歳	身	1級、2級	下肢又は体幹機能障がい
	訓練用ベッド	学齢児以上	身難	1級、2級	下肢又は体幹機能障がい難病患者等
トイレチェアー	学齢児以上	身	なし	脊椎損傷等により通常の便座上で座位を保てない方	
自立生活支援用具	入浴補助用具	3歳以上	身難	なし	下肢又は体幹機能障がい難病患者等
	便器	学齢児以上	身難	1級、2級	下肢又は体幹機能障がい難病患者等
	頭部保護帽	なし	身知	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい、知的障がい(㊤、A)又は精神障がい等でてんかん発作等により頻繁に転倒するもの	
	歩行補助つえ	なし	身	なし	肢体不自由
	移動・移乗支援用具	3歳以上	身難	なし	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい難病患者等
	特殊便器	学齢児以上	身知難	1級、2級、知的障がい(㊤)	上肢障がい、難病患者等
	火災警報機	なし	身知精	1級、2級、(㊤)、A 1級	火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(単身世帯及びこれに準ずる世帯)
	自動消火器	なし	身知精難	1級、2級 (㊤)、A 1級	火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(単身世帯及びこれに準ずる世帯)
	電磁調理器	なし	身	1級、2級	盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯
		18歳以上	知	(㊤)、A	
歩行時間延長信号機用小型送信機	学齢児以上	身	1級、2級	視覚障がい	

	聴覚障がい者用屋内信号装置	なし	身	なし	聴覚障がいの身体障害者手帳を所持している人で、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	視覚障がい者用誘導装置	なし	身	なし	視覚障がい
	車椅子用段差昇降機	学齢児以上	身	1級、2級	下肢又は体幹機能障がい等で常時車椅子を使用する方
	携帯用信号装置	なし	身	なし	聴覚障がい
在宅療養等支援用具	透析液加温器	3歳以上	身	1級、3級	じん臓機能障がい
	ネブライザー（吸入器）	学齢児以上	身難	3級以上	呼吸機能障がい、又は同程度と認められるもの
	電気式たん吸引器	学齢児以上	身難	3級以上	呼吸機能障がい、又は同程度と認められるもの
	酸素ポンプ運搬車	なし		なし	医療保険における在宅酸素療法を行うもの
	盲人用音声式体温計	学齢児以上	身	1級、2級	視覚障がい者（単身世帯及びこれに準ずる世帯）
	盲人用体重計	なし	身	1級、2級	視覚障がい者（単身世帯及びこれに準ずる世帯）
	盲人用血圧計				
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	なし	難	なし	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	学齢児以上	身	なし	音声機能若しくは言語機能障がい又は肢体不自由
	情報・通信支援用具	なし	身	1級、2級	上肢の障がい又は視覚障がい
	点字ディスプレイ	なし	身	1級、2級	視覚障がい
	点字器	なし	身	なし	視覚障がい
	点字タイプライター	就学もしくは就労（見込みも含む）	身	1級、2級	視覚障がい
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	学齢児以上	身	1級、2級	視覚障がい
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	学齢児以上	身	1級、2級	視覚障がい
	視覚障がい者用拡大読書器	学齢児以上	身	なし	視覚障がい
	盲人用時計（触読時計） （音声時計）	なし	身	1級、2級	視覚障がい
	視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ	なし	身	1級、2級	視覚障がい
	聴覚障がい者用通信装置	学齢児以上	身	なし	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有する
	聴覚障がい者用情報受信装置	なし	身	なし	聴覚障がい

	人工喉頭（笛式、電動式、埋込型人工鼻）	なし	身	なし	音声言語障がいのあるもの
	視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同利用）	学齢児以上	身	なし	視覚障がい
	点字図書	なし	身	なし	視覚障がい
	文字放送ラジオ	なし	身	なし	聴覚障がい
支援 排泄 管理 用具	ストマ装具	なし	身	なし	ぼうこう・直腸障がい
	紙おむつ	なし	身	1級、2級	脳原性運動機能障がい
	収尿器	なし	身	なし	脊椎損傷者など排尿の調節ができないもの
修宅 費改	居宅生活動作補助用具	学齢児以上	身 難	3級以上	下肢又は体幹機能障がい等 難病患者等

※身 身体障がい者 知 知的障がい者  
精 精神障がい者  
難 難病等（国が指定した疾患）と診断されている方

## ② 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

【対象者】 小児慢性特定疾病児等で、児童福祉法及び障がい者総合支援法等の施策の対象とならない方（用具の種目によって対象者が異なります。）

【申請】 用具の給付を希望する場合は、事前にご相談ください。  
申請には、申請書の他に小児慢性特定疾病医療受給者証が必要です。

【負担額】 生計中心者の前年所得税額により異なります。

【用具の種目及び対象者】 別表2

【問合せ】 共生社会推進課

別表2【日常生活用具（小児慢性特定疾病児童等用）】

種 目	対 象 者	性 能
特殊マット	寝たきりの状態にある方	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊寝台	寝たきりの状態にある方	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある方	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの。
便器	常時介助を要する方	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊便器	上肢機能に障がいのある方	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
入浴補助用具	入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

車椅子	下肢が不自由な方	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な方	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。手すり、スロープ、歩行器等。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能障がいのある方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸機能に障がいのある方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調整が著しく難しい方	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御能力が著しく欠けて、癌や神経障がいを起こすことがある方	紫外線をカットできるもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（畜便袋）	人工肛門を増設した者 ※在宅以外（入院中または施設入所）の者についても対象	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（畜尿袋）	人工膀胱を増設した者 ※在宅以外（入院中または施設入所）の者についても対象	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

### ③ 難聴児補聴器購入費助成事業

- 【対象者】・両耳の聴力レベルが70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童
- ・補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの
- 【申請】 用具の給付を希望する場合は、事前にご相談ください。  
申請には、指定医師による診断書が必要です。
- 【助成額】 補聴器の購入費用と基準額を比較して少ない方の額の3分の2以内  
ただし、世帯に市民税所得割額が46万円を超える方がいる場合は、対象となりません。

## 4. 行動範囲の拡大の支援

障がいのある方々の社会参加など生活圏の拡大のため、また経済的負担の軽減を図るために次の事業を行っています。

### (1) 福祉タクシー利用券等の交付事業

福祉タクシー利用券、自動車燃料費補助、鉄道・バス利用料補助から一つをお選びいただきます。



【対 象 者】 在宅で生活されている次のいずれかの手帳を所持している方  
ただし、在宅とみなされる施設（グループホーム又は生活ホーム）に入居されている方は、対象となります。

- ①身体障害者手帳 1・2級の方
- ②障がい区分の「下肢」「体幹」「移動」のいずれかがある3級の方
- ③療育手帳 ㊤・A・Bの方
- ④精神障害者保健福祉手帳 1・2級の方

【問 合 せ】 共生社会推進課

### ① 福祉タクシー利用券

1回につき初乗運賃分を助成する福祉タクシー利用券を交付します。

なお、福祉タクシー利用券を使用しても「タクシー運賃の割引」を受けることができます。

【利 用 券】 タクシーの初乗運賃分 ※志木市近郊の初乗り運賃 500 円分の助成  
(1年度 24 枚：年度途中の手帳取得等は、交付枚数が変わります。)

【利 用 方 法】 乗車の際に、手帳を提示し、福祉タクシー券を乗務員に渡してください。

【利用できるタクシー会社】 埼玉県乗用旅客自動車協会加入のタクシー会社はすべて利用  
できます。

【申請に必要なもの】 障がい者手帳

### ② 自動車等燃料費の補助

自家用車等の燃料費を補助します。

【自 動 車】 対象となる車両は、重度障がい者の通学、通勤、通院等に利用するための  
自家用自動車（営業の用に供するものを除く。）または原動機付自転車で  
重度障がい者又は、その者と生計を一にする者が所有するもの。

【燃料助成額】 年間 12,000円  
(市内ガソリンスタンドで給油した額に対して補助します)

【申請に必要なもの】 障がい者手帳、領収書、自動車検査証（コピー可）、振込先のわか  
る通帳またはキャッシュカード

### ③ 鉄道・バス利用料補助

鉄道やバスを利用する際に使用するパスモ又はスイカに、現金による入金額を補助します。

※鉄道・バス以外に使用することはできません。

【補助額上限】 年間12,000円（年度途中の手帳取得等は金額が変わります。）

【請求に必要なもの】 障がい者手帳、チャージしたPASMOまたはSuicaカード、  
領収書、振込先のわかる通帳またはキャッシュカード

### (2) タクシー運賃の割引

タクシーを利用するとき、運賃が割引かれます。福祉タクシー利用券と併用できます。

【対象者】 身体障害者手帳・療育手帳を持っている方

【内容】 身体障害者手帳・療育手帳を提示することにより、表示額の10%割引が受けられます。

詳しくは、各タクシー会社にお問い合わせください。

### (3) 自動車運転適性相談

身体障がいのある方が自動車の運転免許を受ける場合、事前に免許センターで運転適性等の検査・相談を受けてください。

【費用】 無料

【申請に必要なもの】 障がい者手帳、証明用写真2枚

(6か月以内に撮影したもので、縦3cm×横2.4cm)

【問合せ】 埼玉県警察本部運転免許センター1階 運転免許試験課適性相談室

所在地 鴻巣市大字鴻巣 405-4

☎ 048-543-2001

FAX 048-541-1234

受付日時：月～金曜日（祝休日を除く） 午前9時～午後3時

### (4) 自動車運転免許取得費の補助

障がいのある方が、自営若しくは就職等を目的に各都道府県公安委員会が指定した自動車教習所で免許を取得する場合に、自動車運転免許取得に要する費用の3分の2を補助します。本人及び同一世帯での扶養義務者の所得による制限があります。事前に共生社会推進課に相談してください。

【補助額】 運転免許取得費の3分の2(限度額12万円)

【申請に必要なもの】 障がい者手帳、運転免許取得費支出証明書(所定の書式)、運転適性検査結果表の写し、所得証明書、印鑑

【問合せ】 共生社会推進課

## (5) 自動車運転免許の無料教習

18歳以上の身体障がい者が自動車運転免許を取得する場合、身体障害者運転能力開発訓練センターで所定の教習料金が無料で運転教習を受けることができます。(公共職業安定所に求職登録してあること等の要件があります)。

※運転免許停止中に運転して、取消処分を受けたことがあるなど、過去に顕著な違反がある場合は、受講できない場合があります。

【問 合 せ】 身体障害者運転能力開発訓練センター「東園(あずまえん)自動車教習所」

所在地 新座市堀ノ内2-1-46

☎ 048-481-2711 FAX 048-481-6578

ホームページ <http://www.azumaen.or.jp/>

## (6) 自動車改造費の助成・貸付

自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、費用の一部を補助します。本人及び同一世帯での扶養義務者の所得による制限があります。事前に共生社会推進課に相談してください。

【対 象 者】 ・ご本人が自動車を取得、運転し、就労等に伴うもの

・身体障害者手帳所持者で障がい部位が上肢、下肢又は体幹機能障がい

【補 助 額】 改造費用(限度額10万円)

【申請に必要なもの】 身体障害者手帳、運転免許証の写し、改造費用見積書

自動車検査証の写し、所得証明書、印鑑

【問 合 せ】 共生社会推進課

### ●自動車購入・改造費の貸付

生活福祉資金の貸付(障がい者自動車購入・改造費)

【問 合 せ】 志木市社会福祉協議会 総務担当

☎ 485-1177 FAX 475-0014

## (7) 志木市デマンド交通

既存のタクシーを活用して自宅と公共施設や病院、商業施設などの共通乗降場または共通乗降場間を低額な運賃で利用できる公共交通サービスです。

【対 象 者】 65歳以上の高齢者、障がい者等(※)、要介護認定者、妊婦、未就学児などです。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

※「障がい者等」とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者で手帳の交付を受けている方、および難病患者(難病患者に対する医療等に関する法律の対象となる疾病に該当する方)です。

【申請手続】 事前登録が必要です。利用登録申請書に必要事項をご記入の上、都市計画課又は柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所、共生社会推進課、長寿応援課、子ども支援課、健康増進センターにご提出ください。利用登録証は後日郵送いたします。

【利用料金】

タクシー料金	利用料金（1台1回）
1,000円未満	300円
1,000円以上 1,500円未満	500円
1,500円以上	1,000円

【問合せ】 都市計画課

## (8) 福祉車両のレンタカー料金補助

外出に介助を必要とする高齢者や障がいのある方の社会参加を促進するため、レンタカー事業者から車いすのまま乗り降りができる車両を借り受けた際の利用料金を補助します。

【対象者】 志木市内在住の人で、車いすやストレッチャー等を使用しているため、他の交通機関の利用が困難な人及びその親族等

【対象車両】 車いすやストレッチャーのまま乗り降りができる車両

【補助額】 レンタカー業者に支払った料金から1,000円差し引いた額（100円未満の端数は切り捨て）

上限月額 10,000円

※燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料、利用予約取消料などの費用は補助金対象外

【申請手続】 利用した月から3か月以内に、以下の書類を窓口へ直接又は郵送でご提出ください。

- ・ 所定の申請書（下記のホームページからダウンロードできます）
- ・ レンタカー事業者が発行した領収書及び利用日、利用車両などの利用内容が記載された書類の写し
- ・ 申請者（福祉車両を借りた人）の身分証明書の写し
- ・ 利用者の身体障害者手帳又は介護保険被保険者証等の写し

【問合せ】 志木市社会福祉協議会 地域福祉担当

☎ 474-6508    FAX 475-0014

所在地 上宗岡1-5-1

ホームページ：<http://www.shiki-syakyo.or.jp/>



# 第6章 税の減免・交通料金等の割引



## I 税金の控除、減免

### 1. 所得税の障害者控除

本人または配偶者や扶養親族の方が心身障がい者であるときは、勤務先・税務署へ申告すると障害者控除が受けられ、税金が軽減されます。

- 【対象】 ①精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある方（特別障害者控除）
- ②療育手帳所持者（**A**・Aは特別障害者控除）
  - ③精神障害者保健福祉手帳所持者（1級は特別障害者控除）
  - ④身体障害者手帳所持者（1・2級は特別障害者控除）
  - ⑤戦傷病者手帳所持者（特別項症～第3項症は特別障害者控除）
  - ⑥原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方（特別障害者控除）
  - ⑦常に就床を要し複雑な介護を受けている方（特別障害者控除）
  - ⑧精神・身体に障がいがある65歳以上の方で、①、②、④に準じるものとして市町村長等の認定を受けている方

- 【控除額】 障害者控除 27万円  
特別障害者控除 40万円  
同居の特別障害者を扶養している方 特別障害者控除額+35万円（加算額）

- 【問合せ】 朝霞税務署 ☎ 048-467-2211  
※勤務している方で勤務先の年末調整で障害者控除を受ける場合は、勤務先にご相談ください。

### 2. 住民税（市・県民税）の障害者控除

上記の所得税の申告または市役所課税課に住民税（市・県民税）の申告をすると障害者控除が受けられ、住民税（市・県民税）が軽減されます。また障がい者本人の合計所得が年間135万円以下の方は非課税となります。

- 【対象】 ①精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある方（特別障害者控除）
- ②療育手帳所持者（**A**・Aは特別障害者控除）
  - ③精神障害者保健福祉手帳所持者（1級は特別障害者控除）
  - ④身体障害者手帳所持者（1・2級は特別障害者控除）
  - ⑤戦傷病者手帳所持者（特別項症～第3項症は特別障害者控除）
  - ⑥原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方（特別障害者控除）

- ⑦常に就床を要し複雑な介護を受けている方（特別障害者控除）
- ⑧精神・身体に障がいがある65歳以上の方で、①、②、④に準じるものとして市町村長等の認定を受けている方

【控 除 額】 障害者控除 26万円

特別障害者控除 30万円

同居の特別障がい者を扶養している方 特別障害者控除額+23万円(加算額)

【問 合 せ】 課税課 市民税グループ

※1月1日～12月31日の間に障がい手帳を取得した場合、翌年の2月16日～3月15日の期間に申告ができます。

### 3. 自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）

障がい者若しくは障がい者と生計を一にする方で、障がいの程度が一定以上の方のために使用される自動車（原動機付自転車含む）については、定められた期間内に申請することにより、一台に限り自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免が受けられます。

【対 象】 減免を受けることができる障がいの程度は、障がい区分と等級が次の表1、表2の          の部分に相当する場合があります。

表1

手帳の種類		等 級（障がいの程度）					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
（障がいの区分）							
視 覚（注意1）							
聴 覚							
音声機能又は言語機能（注意2）							
平衡機能							
上 肢							
下 肢（注意3）							
体 幹							
肝 臓							
心 臓							
じん臓							
呼 吸 器							
乳幼児期以前の 非進行性脳 病変による運動 機能	上肢						
	移動						
ぼうこう又は直腸機能							
小腸機能							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・ 肝臓機能							
精神障害者保健（注意4） 福 祉 手 帳							
戦傷病者手帳		※身体障害者手帳をお持ちの方の場合に準じて減免の範囲が定められています。 詳細については自動車税事務所に直接お尋ねください。					

表2

手帳の種類	等級（障がいの程度）			
	㊤	A	B	C
療育手帳				

（注意1） 視覚については、4級の1とは「4級のうち良い方の眼の視力が0.08～0.1」の方です。

（注意2） 音声機能又は言語機能については、「こう頭」が摘出された場合に限られます。

（注意3） 半身不随のような合併症の場合は、障がい支援区分ごとに判断します。例えば、障がい名が「左上下肢機能の軽度の障害6級」であっても、これを個別に判断すると上肢7級・下肢7級となるものがあり、減免できない場合がありますのでご注意ください。

（注意4） 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、障がいの程度が1級で、かつ精神通院医療を受けている方

② 減免の対象となる自動車

専ら障がいのある方の通院、通学、通所等に使用される自動車（原動機付自転車含む）で条件があります。

【軽自動車税（種別割）の手続き】5月の月上旬に軽自動車をお持ちの方へ市から納税通知書を送付します。その軽自動車の中で減免を受ける場合は、納期限までに市役所課税課に「軽自動車税（種別割）減免申請書」を提出してください。なお、昨年度に減免を受けられていた方につきましては、納税通知書とともに減免申請書を送付します。

【問 合 せ】 自動車税、軽自動車税（環境性能割）

埼玉県自動車税事務所 所沢支所

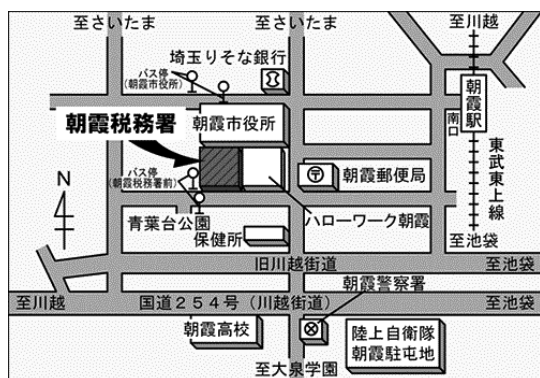
所沢市牛沼690-1

☎ 04-2998-1321    FAX 04-2991-1009

軽自動車税（種別割） 課税課

## 税の関係機関

● 朝霞税務署（所得税・消費税・相続税などの国税）



所在地 朝霞市本町1-1-46

☎ 048-467-2211

## 朝霞県税事務所（個人事業税、自動車税、軽自動車税（環境性能割））

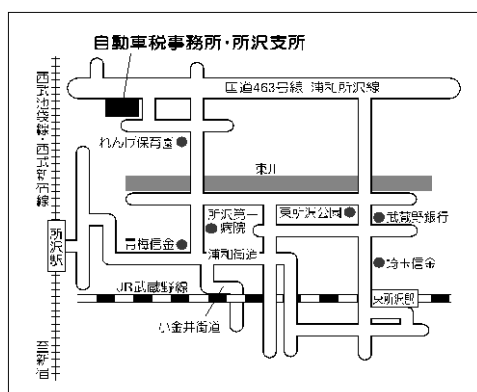


所在地 朝霞市三原1-3-1

☎ 048-463-1671

FAX 048-463-1675

## ● 自動車税事務所 所沢支所（自動車税、軽自動車税（環境性能割））



所在地 所沢市牛沼690-1

所沢自動車検査登録事務所敷地内

☎ 04-2998-1321

FAX 04-2991-1009

## Ⅱ 交通機関の運賃の割引

### 1. 鉄道運賃の割引

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳を持っている方、及び一部の介護者

【割引料金】

手帳種別		普通乗車券	急行券・回数券	定期乗車券
第1種 (介護者同乗)	大人(12歳以上)	大人料金の半額		
	小人(6~11歳)	小人料金の半額	割引なし	
	幼児(0~5歳)	無料		
	介護者	大人料金の半額		
第1種(介護者なし)		片道100kmを超えるときは半額	割引なし	
第2種		片道100kmを超えるときは半額 介護者の割引はなし	割引なし	割引なし※1

※1 12歳未満の第2種身体・知的障がい児と介護者が同乗するときは、介護者のみ大人料金の半額



第1種・第2種の別（身体障害者手帳及び療育手帳の等級の欄に記載

旅客鉄道株式会社	第1種
旅客運賃減額	第2種

※詳しくは券をご購入の前に、JR各線、私鉄に直接お問い合わせください。

【利用方法】 手帳を提示して割引を受けます。

【問合せ】 JR、私鉄各駅券売窓口



## 2. バス運賃の割引

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(顔写真貼付け有)を持っている方、及び一部の介護者

【割引料金】

利用区分	割引率
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(顔写真貼付け有)を持っている方が単独で利用する場合	50%
第1種の身体障害者、療育手帳を持っている方が介護者と同乗する場合は介護者も割引になります。	50% (介護者同率)
定期券を購入する場合	30% (小児定期を除く)

【利用方法】 手帳を提示して割引を受けます。

【問合せ】 各バス会社

## 3. 有料道路通行料金の割引

有料道路料金が割引されます。

※対象となるのは、1人につき1台、自動車は個人所有のものに限り、営業用の車は対象となりません。

【対象者】 ①身体障害者手帳の交付を受けている本人が自ら運転する場合  
②手帳の交付を受けている重度の身体障がい者または重度の知的障がい者を乗せて、介護者が運転する場合（重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です。）

【車の所有者】 ○障がい者本人が運転する場合

本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有

○障がい者本人以外の運転の場合

障がい者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有

上記の方が所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している者が所有

【利用方法】 割引を受けるためには、共生社会推進課で事前登録が必要です。(更新登録も同様です。)

有料道路料金所で、料金を支払う際、障がい者手帳の割引対象者該当シール(共生社会推進課で押印)を提示し、料金を支払います。ETCを利用する場合も割引されます。

【必要書類】

ETCを利用しない場合	ETCを利用する場合
①身体障害者手帳又は療育手帳	①身体障害者手帳又は療育手帳
②自動車検査証(コピー可)	②自動車検査証(コピー可)
③運転免許証(障がい者本人が運転する場合のみ)	③運転免許証(障がい者本人が運転する場合のみ)
	④ETCカード(原則として障がい者本人名義のもの)
	⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書

【更新申請】 有効期限毎の更新が必要です。(有効期限は、手帳に記載されます)

【問合せ】 共生社会推進課

有料道路 ETC 割引登録係

☎ 045-477-1233 (平日9時~17時)

FAX 045-474-1110

道路	-	-
介護	年	月 日まで

#### 4. 国内航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(顔写真貼付け有)を持っている12歳以上の方及び一部の介護者が航空機を利用する際に、運賃が割引になります。詳しくは、事前にご利用になる航空会社などにお問合せください。

【対象者】 ① 第1種の身体及び知的障がい者(児)

介護者と共に又は単独で利用する場合に、本人及び介護者1人に対して割引を適用します。

② 第2種の身体及び知的障がい者(児)

一部の航空会社では本人のみ適用となります。

※適用範囲は各航空会社にご確認ください。

③ 顔写真が貼付けされ、搭乗日当日が有効期間内の精神障害者保健福祉手帳を所有している精神障がい者(児)

介護者と共に又は単独で利用する場合に、本人及び介護者1人に対して割引を適用します。

【割引率】 割引率は航空会社により異なりますので、航空会社へお問合せください。

【問合せ】 各航空会社

### Ⅲ その他の制度

#### 1. 駐車禁止除外標章の交付

下記の対象者に対し、駐車禁止除外標章が交付されます。個人に対して交付されますので、臨時的にタクシーなどに乗車する際も、標章を利用することができます。

駐車が許可されるのは、「概ね100メートル以内に駐車可能な場所がない。」「駐車せざるを得ない特別な事情がある。」などの場合です。

##### 【対象者】

- 別表に該当する身体障害者手帳の交付を受けており、歩行が困難と認められる方
- 戦傷病者手帳の交付を受けており、歩行が困難と認められる方
- 療育手帳の交付を受けており、重度の障がいをもつ方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、1級の障がいをもつ方
- 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けており、色素性乾皮症に該当する方

##### ■別表

標章交付基準表

障がいの区分		障がいの級別
視覚障がい		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障がい		2級及び3級
平衡機能障がい		3級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
	移動機能	1級～4級までの各級
心臓機能障がい		1級及び3級
じん臓機能障がい		1級及び3級
呼吸器機能障がい		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級及び3級
小腸機能障がい		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級までの各級
肝臓機能障がい		1級から3級までの各級

【問合せ】 朝霞警察署

朝霞市栄町5-9-5

☎ 048-465-0110

## 2. NHK放送受信料の免除

障がい者手帳を持っている方のいる世帯で下記要件に該当する場合は、NHK受信料が全額又は半額免除されます。

共生社会推進課へ障がい者手帳と印鑑を持参して、放送受信料免除申請を行ってください。

### 【対象者】

対象		適用条件
全額免除	公的扶助受給者	
	・身体障がい者手帳 ・療育手帳（知的障がい者と判定を受けている方も含みます。） ・精神障害者保健福祉手帳	左記のいずれかの手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯全員が市民税非課税の場合
	視覚・聴覚障がい者	視覚障がい又は聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で、受信契約者の場合
	重度の身体障害者	1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で、受信契約者の場合
半額免除	重度の知的障がい者	（㊤、A）の療育手帳をお持ちの方、又は重度の知的障がいがあると判定を受けている方が世帯主で、受信契約者の場合
	重度の精神障がい者	1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯主で、受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳（特別項症～第1款症）をお持ちの方が世帯主で、受信契約者の場合

【問合せ】 共生社会推進課

NHKの受信料について

NHK ふれあいセンター

☎ 0570-077-077    FAX 045-522-3044

※上記ナビダイヤルが利用できない場合

☎ 050-3786-5003

## 3. 郵便料金の減免

障がい者団体等が発送する郵便物には割引制度があります。詳しくは郵便局にお問い合わせください。

【対象となるもの】点字郵便物、特定録音物等郵便物、心身障がい者団体及び精神障がい者団体が発行する定期刊行物、その他小包郵便物にも割引があります。

【問合せ】 各郵便局

## 4. 青い鳥郵便はがきの無償配布

日本郵便が、福祉に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に入った、くぼみいり通常葉書 20 枚のセットを無償で配布します。

4月1日から5月31日まで申込期間となりますが、毎年異なることがあります。期間については、郵便局にお問合せください。

【対象者】 身体障害者手帳 1、2級または療育手帳Ⓐ、A

【問合せ】 各郵便局

## 5. 携帯電話の料金割引

携帯電話の基本料金などが割引になります。

※通話料の割引は、ありません。

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

【必要書類】 障がい者手帳、身分証明証、その他

※各携帯電話会社により、対象者、割引率及び手続き方法が異なります。

詳しくは、現在ご利用の携帯電話会社にお問合せください。

【問合せ】 各携帯電話会社

## 6. NTTふれあい案内

障がいのある方が、番号案内（104番）を利用する場合、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることによって無料になります。

【対象者】 ①身体障害者手帳を持ち、次のいずれかに該当する方

視覚障がい 1～6 級

肢体不自由（上肢・体幹・脳性麻痺など乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい） 1・2 級

②戦傷病者手帳を持ち、次のいずれかに該当する方

視覚障がい（特別項症～第 6 項症）

上肢障がい（特別項症～第 2 項症）

③療育手帳を持っている方

④精神障害者保健福祉手帳を持っている方

【問合せ】 NTTふれあい案内 フリーダイヤル 0120-104-174

# 第7章 年 金



## 1. 障害年金について

障がいの程度や保険料の納付状況など、一定の要件を満たすと、国民年金や厚生年金保険の障害年金を受けることができます。

### ・受給要件

障害基礎年金・障害厚生年金を受けるためには、次の3つの要件をすべて満たしていることが必要です。

#### ① 初診日に、年金に加入していること

障がいの原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日（初診日）に、年金に加入している必要があります。

※年金に加入していない20歳前や60歳以上65歳未満の期間（日本国内に住んでいることが条件）に初診日があるときも含みます。

#### ② 一定の障がいの状態にあること

障がい認定日（原則、初診日から1年6か月を経過した日）または65歳に達するまでに、一定の障がい状態にあることが必要です。

#### ③ 一定の保険料を納付していること

初診日前に一定期間の保険料納付済期間があること、又は直近1年間に保険料の未納の期間がないことが必要です。

### ・請求手続き

障害年金を受けるには、本人または家族による年金の請求手続きが必要になります。

#### 【請求手続き先】

障害基礎年金：保険年金課の年金担当窓口または、お近くの年金事務所

障害厚生年金：お近くの年金事務所

※志木市では、障害年金について社会保険労務士による年金相談を受け付けています。

（要予約）

### (1) 障害基礎年金（国民年金加入者）

国民年金加入中や20歳前に初診日のある病気やケガにより、障がい認定日※に国民年金法で定める障がいの状態にある人に支給されます。

※障がい認定日・・・初診日から1年6か月を経過した日又は症状が固定した日

【受給要件】 ①国民年金に加入中か、60歳以上65歳未満の人が障がいの状態になったとき

②20歳前に障がいの状態になった人が20歳になったとき

【障がいの状況】 障がい認定日（原則として初診日から起算して1年6か月を経過した日）に一定程度の障がいの状況であること（資料編92ページ参照）

【納付要件】 ①の場合：初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間（保険料を免除された期間を含む）が被保険者期間の3分の2以上あること、または令和8年4月1日前までに初診日があるときは、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないことが必要です。

②の場合：納付要件はありませんが、本人に所得制限があります。

・これから20歳を迎えられる人へ

障害基礎年金は請求しなければ受給できません。20歳の誕生日が来たら速やかに請求手続きをしてください。また、お渡しする用紙等もありますので、事前に窓口へご相談ください。

・65歳以上の方へ

初診日が65歳以上の方は、障害基礎年金は請求できません。

【問 合 せ】 保険年金課 国民年金グループ

## (2) 障害厚生年金（厚生年金加入者）

障害厚生年金は、厚生年金加入中に初診日のある病気やケガにより障がい等級1、2級に該当する障がいが生じたときに、障害基礎年金に上乗せして支給されます。

障がい等級1、2級に該当しない程度の障がいでも厚生年金保険独自の給付として、障がい等級3級に該当した場合は、3級の障害厚生年金が支給されます。

また、初診日から5年以内に病気又はケガが治癒したが、障がい等級3級には該当しない障がいが残ったときには、障害手当金（一時金）が支給されることもあります。

【受給要件】 初診日（当該傷病について初めて医師の診療を受けた日）に厚生年金保険の被保険者であること。

【障がいの状況】 障がい認定日（原則として初診日から起算して1年6か月を経過した日）に一定程度の障がいの状況であること（→資料編92, 93ページ参照）

【納付要件】 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間（保険料を免除された期間を含む）が被保険者期間の3分の2以上あること、または令和8年4月1日前までに初診日があるときは、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないことが必要です。

（1級の障がい）

（2級の障がい）

（3級の障がい）

障害厚生年金	障害厚生年金	障害厚生年金	障害手当金
障害基礎年金	障害基礎年金		

【問 合 せ】 川越年金事務所

☎ 049-242-2657

FAX 049-245-8919

## 2. 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金を受けられない人への救済措置として、平成17年4月1日から「特別障害給付金制度」が創設されました。

【対象者】国民年金の任意加入対象とされていた人で

(ア) 昭和61年3月以前に厚生年金等に加入していた人の配偶者

(イ) 平成3年3月以前に学生だった人

いずれかであって、当時、任意加入していなかった期間内に障がいの原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級もしくは2級相当の障がいの状態にある人。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象とはなりません。

【請求について】給付金の請求は、原則として65歳に達する日の前日（誕生日の前々日）までに行う必要があります。

【問合せ】保険年金課 国民年金グループ

## 3. 障害年金受給者の国民年金保険料の法定免除

生活保護法による生活扶助を受けている人や1級・2級の障害年金を受けている人等は、届出をすれば受けている期間について保険料が免除されます。ただし、障害共済年金や障害厚生年金の3級は法定免除の対象にはなりません。

【問合せ】保険年金課 国民年金グループ

### ◆年金相談をご利用ください◆

保険年金課では、年金の専門家（社会保険労務士）による年金相談を行っています。年金制度全般の相談、年金定期便にかかる相談、障害厚生年金の裁定請求の受付を行います。

相談日	木曜日（祝休日は除く。予約制）
相談時間	午後1時～午後5時 相談時間は1時間単位で行い、最終予約時間は午後4時までとなります。
相談員	社会保険労務士（埼玉県社会保険労務士会あさか支部）
予約方法	保険年金課窓口または電話でお申し込みください。 ※相談を受けたい月の前月から予約受付可能です。 ※当日に空き時間があれば予約なしで相談をお受けします。



#### 4. 心身障がい者扶養共済制度

障がいのある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある人に終身一定額の年金を支給する制度です。

【加入資格】 障がいのある人を扶養している保護者で、次のすべての要件を満たす人

- 年齢が65歳未満であること（毎年度4月1日時点）
- 加入時に県内に住んでいること
- 特別の疾病や障がいがなく、生命保険に加入可能な健康状態であること

【障害のある人の範囲】 次のいずれかに該当する人

- 知的障がいがあると判定されている人
- 身体障害者手帳1～3級の人
- 精神または身体に永続的な障がいのある人で上記と同程度の障がいがある人

【加入口数】 障がいのある人1人につき2口まで

【掛金月額】 加入者の加入時の年齢により、1口当たり次のとおりです。

単位：円

加入時の年齢	～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳
月額掛金	9,300	11,400	14,300	17,300	18,800	20,700	23,300

※所得、加入期間により掛金が減額、免除される場合があります。

【年金額】 1口加入の人：月額20,000円

2口加入の人：月額40,000円

【弔慰金】 1年以上加入した後に、加入者より先に障がいのある人が死亡した場合は、一時金として加入期間に応じて弔慰金が支給されます。

【申請に必要なもの】

手帳及び年金証書等、住民票（保護者、障がいのある人それぞれのもの）印鑑など

【問合せ】 共生社会推進課

# 第8章 就 労



## 1. ジョブスポットしき(ハローワーク)

就労を希望する障がい者や生活困難者の方々が、身近な市役所でお仕事探しができるよう、「ジョブスポットしき」でハローワークの求人検索機を利用することができます。また、ハローワークの職員が求職者の相談に応じ、アドバイスや障がい者枠の紹介状を発行しています。

また、精神障害者雇用トータルサポーターが、精神障がい者の方々へお仕事に関するカウンセリングを実施しています。事前予約が必要です。

【利用時間】 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時

【問合せ】 ジョブスポットしき

☎ 473-1069

## 2. 志木市障がい者等就労支援センター

障がい者の就労について、幅広いご相談に応じています。

現在就労されている方々へ、仕事のやり方や悩みの相談、職場の方との連携を保ちながら、定着に向けた支援を行います。

また、就労を希望する方々へ、その方の課題や適性、病状の把握などをはじめ、応募に合わせて企業実習や面接同行など、就労に向けて一緒に取り組んでいます。

【利用時間】 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時

【問合せ】 障がい者等就労支援センター(共生社会推進課内)

☎ 473-1464(直通ダイヤル)

473-1111(代) 内線2432, 2458

FAX 471-7092

## 3. 朝霞公共職業安定所(ハローワーク朝霞)

障がい者の仕事の相談・就職のあっせんから、就労後の労使間のトラブルなどについて専門の相談員により相談を受けています。

また、障がい者を対象とした就職面接会も実施しています。

【開所時間】 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝・年末年始除く)

※職業相談のための手話協力員を配置しています。

第一月曜日 午前10時～12時

所在地 朝霞市本町1-1-37

☎ 048-463-2233

FAX 048-464-3012

## 4. 埼玉障害者職業センター

就職に向けての相談、職業能力の評価などの就職前の支援、就職後の職場適応のための援助など、個々の障がい者の状況に応じたサービスを提供します。

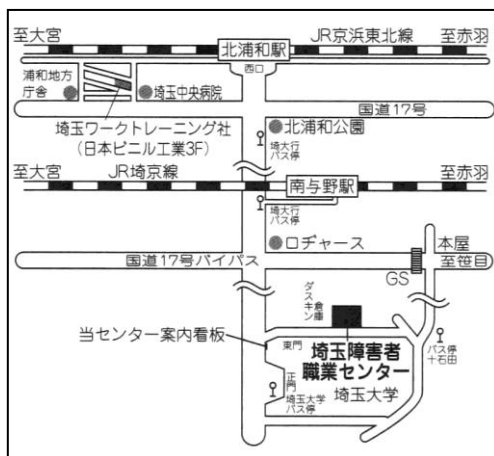
また、ジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣し、障がい者および事業主に対して雇用の前後を通じて助言や職場環境の改善などの提案を行います。

【受付】月～金曜日 午前8時45分～午後5時 要予約（祝休日、年末年始を除く）

### 【支援内容】

- ・ **ジョブコーチ支援** ジョブコーチが一定期間出向いてさまざまなノウハウを提案し、障がい者が職場に適応できるよう支援していきます。
- ・ **職業準備支援** 就職や職場復帰のための支援を行います。支援内容・期間は相談の上、個別に設定します。
- ・ **職場復帰支援** 休職中の精神障がい者が、円滑に職場復帰できるよう、医師等や事業主と調整・連携しセンター内での作業や講習等を通じて復職のための準備を行います。

【問合せ】障がい者等就労支援センター（共生社会推進課内）



所在地 さいたま市桜区下大久保136-1

☎ 048-854-3222

FAX 048-854-3260

ホームページ <http://www.jeed.or.jp>

## 5. 国立職業リハビリテーションセンター

障がいのある人の職業的自立に必要な訓練などを体系的に提供する、職業リハビリテーションの実践機関です。職業指導・職業訓練から就職に至るまでのさまざまな援助を行うほか、職場にスムーズに適應できるようフォローアップも行います。また、在職中の障がい者にも、短期間で技能や技術を向上させることを目的とした「障害者能力開発セミナー」を行っています。



所在地 埼玉県所沢市並木4丁目1番地

☎ 04-2995-1711

FAX 04-2995-1052

ホームページ <http://www.nvrcd.ac.jp/>

E-mail syokureha-ctr@jeep.or.jp

【手続き】 職業訓練を希望する人は、居住地を所管する公共職業安定所で求職登録と利用申請が必要です。

【費用】 無料

【問合せ】 障がい者等就労支援センター（共生社会推進課内）

## 6. ヘレン・ケラー学院盲学生技能習得訓練委託制度

県では、視覚障がい者の社会的自立を支援するため「ヘレン・ケラー学院委託生募集要綱」により適当と認められる場合、県が授業料・教材費の助成をしています。

所在地 東京都新宿区大久保3-14-20

☎ 03-3200-0525 FAX 03-3200-0608

【問合せ】 埼玉県障害者福祉推進課

☎ 048-830-3309 FAX 048-830-4789

# 第9章 コミュニケーションの支援

## 1. 手話通訳者・要約筆記者の派遣（コミュニケーション支援事業）

聴覚又は音声・言語機能に障がいがある方は、各種手続きや日常生活に必要なコミュニケーション支援として、手話通訳者派遣（手話）や要約筆記者派遣（文字）が利用できます。

【問 合 せ】 共生社会推進課 **FAX** 048-473-1118 E-mail : syuwa@city.shiki.lg.jp

※要約筆記の依頼先は・・・「埼玉聴覚障害者情報センター」

所在地 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館 2F

**☎** 048-814-3353 **FAX** 048-814-3354

## 2. FAX、スマートフォンや携帯電話による緊急通報

聴覚又は音声・言語機能に障がいがある方が使える緊急通報（消防・警察）の方法です。

### (1) 消防・救急

- ・FAX・・・・・・・・・・・・・・・・ **FAX** 局番なしで119をダイヤル
- ・スマートフォンや携帯電話・・・・ **「NET119」**（※下記にて事前登録が必要）

【問 合 せ】 埼玉県南西部消防局 指令統括課

**☎** 048-460-0119（代表） **FAX** 048-460-0125

### (2) 警察

- ・FAX・・・・・・・・・・・・・・・・ **FAX** 0120-264-110
- ・スマートフォンや携帯電話・・・・ **「メール110番」**  
インターネット機能を使用して下記アドレスから通報できます（事前登録は不要）。  
アドレス <http://saitama110.jp/>

（右のQRコードを読み取ってもアクセスできます）

【問 合 せ】 埼玉県警察本部 通信指令課 **☎** 048-832-0110（代表）



## 3. 電話リレーサービス

電話リレーサービスとは、聴覚又は音声・言語機能に障がいがある方や医師から聞こえにくいと診断された方が使える公的な電話通訳サービスで、オペレータが手話や文字と音声で通訳することにより、聞こえる方と同じように電話がかけられます。登録すれば、聞こえる方からの電話を受けることもできます。24時間365日いつでも利用可能で、緊急通報も可能です。なお、インターネットが使えるスマートフォンやタブレットが必要となります。（事前登録が必要）（有料）

【問 合 せ】 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

**☎** 03-6275-0910 **FAX** 03-6275-0913

E-mail : [info@nftrs.or.jp](mailto:info@nftrs.or.jp)

ホームページ <https://nftrs.or.jp/>



## 4. CD版「広報しき」・「議会だより」・「社協だより」

視覚障がいのある方を対象に、志木音訳ボランティア「もくせいの会」の奉仕活動により毎月の「広報しき」等を音声CDにして、市政の動き、社会福祉、社会生活等に関する知識や情報を貸出しています。

【問 合 せ】 市政情報課 広聴広報グループ

## 5. 柳瀬川図書館のサービス

柳瀬川図書館では、視覚等に障がいのある方へ次のサービスを実施しています。

- ・対面朗読 図書、新聞、雑誌などを対面朗読室で朗読します。
- ・録音図書 様々な分野の図書をカセット・CD等にて郵送で貸出します。
- ・点字図書 点字資料を郵送で貸出します。

録音・点字図書の郵送料は無料です。

蔵書は、志木市のホームページまたは、柳瀬川図書館にお問い合わせください。

※ その他、大きな活字の本（大活字本）・拡大読書器・DAISY再生録音機など多様な機器を用意してサービスを行っています。

利用登録や予約が必要なサービスもありますので、詳しくは問い合わせください。

【問 合 せ】 柳瀬川図書館障がい奉仕担当

☎ 487-2004 FAX 487-2039

E-mail : <https://www.lib021.nexs-service.jp/shiki/>

## 6. 埼玉点字図書館

点字図書館では、視覚障がい者に点字・録音図書の貸出を行っています

【問 合 せ】 埼玉県視覚障害者福祉センター埼玉点字図書館

さいたま市大宮区大成町1-465

☎ 048-652-4824 FAX 048-652-9795

## 7. 「さいたま彩の国だより」点字版・音声版の発行・配布

県政の動きや情報を提供することなどを目的として、毎月の広報紙「さいたま彩の国だより」を基にして点訳した点字広報誌「さいたま彩の国だより」点字版・デイジー版なども発行しています。送付を希望される方は、県広聴広報課へご連絡ください。

【問 合 せ】 埼玉県 広聴広報課

☎ 048-830-2857 FAX 048-824-7345

## 8. 「県議会だより」点字版・デージー版の発行・配布

広報紙「埼玉県議会だより」に掲載する、定例県議会の概要などの情報を抜粋し、視覚障がい者向けに点字版及びデージー版として発行し、関係機関や希望者に無償配布しています。

【問 合 せ】 埼玉県 議会事務局政策調査課広報担当

☎ 048-830-6257      FAX 048-830-4923

## 9. 県政広報・県議会広報テレビ番組の手話通訳

- ・県政広報「魅力まるごと いまドキッ！埼玉」（テレビ埼玉 土曜日午前8:30～9:00）

【問 合 せ】 埼玉県 広聴広報課 ☎ 048-830-2854      FAX 048-824-7345

- ・県議会広報番組「こんにちは県議会です」（テレビ埼玉 日曜日・午前10:00～10:15）

※放送のない日もあります

【問 合 せ】 埼玉県 議会事務局政策調査課広報担当

☎ 048-830-6257      FAX 048-830-4923

## 10. NTTふれあい速達便・電話お願い手帳

NTTでは、聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者に対して、ふれあい速達便（FAX送信用紙）と電話お願い手帳を無料で配布しています

【問 合 せ】 NTT各営業所

## 11. 盲導犬の給付

視覚障がい者の行動範囲を広げ、社会復帰、自立に役立てるため、盲導犬を給付します。なお、給付にあたり、盲導犬訓練施設で4週間の合宿訓練が必要です。

【対 象 者】 県内に1年以上居住（在宅）する満18歳以上の1級の視覚障がい者

※介助犬、聴導犬については、埼玉県障害者福祉推進課にお問合せください。

【問 合 せ】 共生社会推進課

埼玉県障害者福祉推進課

☎ 048-830-3309      FAX 048-830-4789

# 第10章 社会参加の促進



## 1. 郵便等による不在者投票制度

重度の障がい等により、投票所に行って投票することができない方が郵便や信書便を利用して投票できる制度です。この制度を利用するには、選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会へ事前に申請して「郵便等投票証明書」の交付を受けなければなりません。

### 【対象者】

身体障害者手帳の交付を受けている方	両下肢、体幹、移動機能障がい	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級又は3級
	免疫の障がい、肝臓の障がい	1級～3級
介護保険の被保険者証の交付を受けている方		要介護5

※戦傷病者手帳を持ち、身体に一定の重度障がいのある方も郵便投票ができます。

【代理記載】 郵便等投票証明書の交付を受けていて、自ら投票用紙に記入することができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人に投票の記載をさせることができます。

【代理記載を申請できる方】 下記の条件を満たす場合は、代理記載の申請をすることができます。

身体障害者手帳の交付を受けている方	上肢又は視覚の障がいの程度が1級
戦傷病者手帳の交付を受けている方	上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症まで

※申請の際には、同時に代理記載人（選挙人に代わって投票をする人）1名（選挙権を有する方に限ります）を届け出て下さい。

【問合せ】 選挙管理委員会事務局

## 2. 障がい者スポーツ大会

### ◎全国障がい者スポーツ大会

障がいのある選手が、障がい者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的として、毎年、秋季国民体育大会開催都道府県で開催されています。

### ◎彩の国ふれあいピック

埼玉県では、スポーツを通じて、障がい者の体力の維持、増進等を図るとともに、社会参加を促進し、障がい者スポーツの一層の普及を図ることを目的に陸上、水泳、サッカー等が行われています。

【問合せ】 共生社会推進課



### 3. 障がい理解の促進事業に対する補助

障がい者の社会参加や障がい理解を促進するための事業を行った団体に対し、事業費の2分の1（25,000円を限度）を補助します。

【対象団体】 市内障がい者団体、NPO団体等

【問合せ】 共生社会推進課

### 4. 施設使用料（利用料）の免除

#### （1）ハヶ岳自然の家

【対象者】 障がい者手帳所持者

【内容】 施設使用料が半額免除になります。

【問合せ】 生涯学習課

#### （2）志木市民体育館・志木市武道館・秋ヶ瀬運動施設

【対象者】 障がい者手帳所持者

【内容】 施設使用料が30%免除になります。

【問合せ】 志木市民体育館、秋ヶ瀬スポーツセンター

### 5. 障がい者マーク

#### （1）国際シンボルマーク（International Symbol of Access）

障がいのある人々が利用できる建築物、施設や公共交通機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。特に車いすの利用者を限定し使用されるものではなく、すべての障がいのある人を対象としたものです。

【関係機関・団体】 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会



#### （2）視覚障がい者のための国際シンボルマーク

このマークは、世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」としています。

横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタン見かけることがあります。この信号機は視覚障がい者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。

【関係機関・団体】 社会福祉法人日本盲人福祉委員会



### (3) 耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がいの方は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益になったりするなど、社会生活のうえで不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について、ご協力をお願いします。

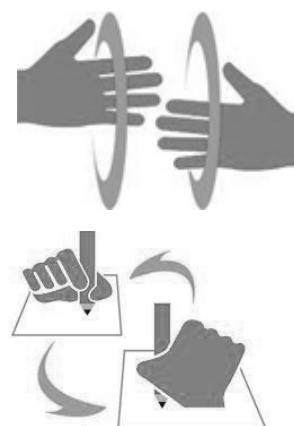
【関係機関・団体】一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  
ホームページ <https://www.zennancho.or.jp/>



### (4) 手話マーク・筆談マーク

手話や筆談での対応が可能なところ（役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など）が掲示できます。また、イベント時のネームプレートや、災害時に支援者が身に着けるビブスなどにも掲示できます。耳の聞こえない人が提示した場合は、手話や筆談での対応や配慮を求めるという意味になります。

【関係機関・団体】一般財団法人全日本ろうあ連盟



### (5) 聴覚障がい者標識（聴覚障がい者マーク）

このマークは、政令で定める程度の聴覚障がい者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。政令に定められている程度の聴覚障がいのあることを理由に免許に条件を付されている方は、このマークを必ず表示しなければなりません。

なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。

【関係機関・団体】各警察署、交通安全協会



### (6) 身体障がい者標識（障がい者マーク）

このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されているかたは、その障がい自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。

なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。

【関係機関・団体】各警察署、交通安全協会



### (7) 身体障がい者補助犬（ほじょけん）啓発マーク

このマークは、補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。補助犬とは、身体障がい者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。

一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受入が義務づけられています。このほかにも様々なデザインのシールが、補助犬受け入れの表示マークとして使われています。

【関係機関・団体】厚生労働省 社会・援護局

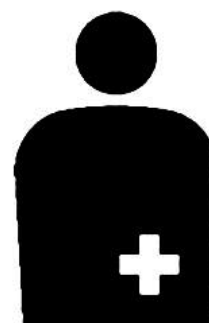


### (8) オストメイトマーク

人工肛門・人工ぼうこう（オストメイト）を使用している人のため設備があることを表しています。オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。

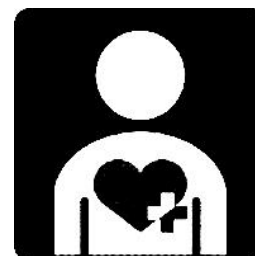
【関係機関・団体】公益社団法人日本オストミー協会



### (9) ハート・プラス マーク

心臓疾患などの内部障がいがあることを示すマークです。身体に「内部障がい内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からは判らないため、まだ社会に十分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。このマークを着用している方を見かけた場合は、内部障害への配慮について、ご協力をお願いします。

【関係機関・団体】内部障害者・内臓患者の暮らしについて考える  
特定非営利活動法人 ハート・プラスの会



### (10) ヘルプマーク

外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。このマークを着用している方を見かけた場合は、電車・バスの中で席を譲っていただく等思いやりある行動をお願いします。

【関係機関・団体】埼玉県障害者福祉推進課



## 6. 災害用バンダナとヘルプカード

市では、障がいのある方が災害に合われた場合に備えて、災害用バンダナとヘルプカードを作成しました。どちらも共生社会推進課で配布しています。

災害用バンダナは、避難時や避難場所において、周囲の方から支援を受けやすくするためのものです。意思表示が困難な方や外見からでは障がいの有無が分かりにくい方など災害時に支援が必要な方々に対し、配布しています。

バンダナには、四隅にそれぞれ

「耳が聞こえません」 「目が不自由です」  
「身体が不自由です」 「避難に支援が必要です」

の文字が書かれていますので、必要な場所を表に出して使用します。

ヘルプカードは、その方の情報や緊急連絡先を記載したカードを携行し、役立てていただくものです。



## 7. 障がい者週間

1981年（昭和56年）の国際障がい者年を記念し、障がい者問題についての国民の理解と認識をさらに深め、障がい者福祉の増進を図ることを目的として、1993年（平成5年）11月に成立した「障がい者基本法」で、障がい者自らの社会参加への意欲を高めるため、12月9日の「障がい者の日」が法定化されました。

現在は従来の「障がい者の日」に代わり、12月3日から12月9日までの1週間が「障がい者週間」として設けられています。

## 8. 障がい者手帳アプリ「ミライロID」

障がい者の本人確認等の簡素化のため、従来の障がい者手帳の提示による本人確認と併せて、民間事業者を活用したスマートフォンの障がい者手帳アプリ「ミライロID」の提示が導入されています。令和2年6月からは、ミライロIDの障がい者手帳アプリとマイナポータルとのシステム間連携が開始され、県をはじめ多くの自治体や、民間企業で活用が進められています。

鉄道、バス、タクシー、高速道路などの他、ミライロIDの提示が導入されているレジャー施設や飲食店、公共施設などをご利用いただけます。

アプリの導入は、無料です。導入方法や利用可能施設などの詳細は、株式会社ミライロのホームページをご覧ください。

【関係機関・団体】株式会社ミライロ

ホームページ <https://mirairo-id.jp/>

ミライロIDが使える場所



## 9. 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 (障害者虐待防止法)

平成23年6月に制定され、平成24年10月1日に施行されました。

この法律は、障がいに対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防及び早期発見、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援、そして、養護者の負担の軽減を図ることなどによる障がい者虐待の防止、養護者に対する支援などを行うことで、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的につくられました。

この法律では、障がい者虐待を大きく3つに分けて定義しています。

### ① 養護者による虐待

家族や親族、同居する人などによる虐待、あるいは同居していなくても障がい者の身の世話をしている人による虐待

### ② 障がい者福祉施設従事者等による虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待

### ③ 使用者による虐待

障がい者を雇用している事業所などの事業主又は事業の経営担当者などによる虐待  
また、虐待の種類として、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待などがあります。

虐待する側が自分のやっていることが虐待にあたる気づいていない場合や、虐待される側も、自分のされていることが虐待だと認識できず、自らSOSを出すことができない場合があります。

虐待の防止と早期発見のために、「虐待かも」と思ったら、また、「虐待してしまう、どうしよう」など、さまざまな相談を受け付けておりますので、迷わずご相談ください。

【通報・相談窓口】 共生社会推進課

※夜間・祝休日は、市役所警備員が電話を受け付け、折り返し担当職員が連絡します。

## ◆埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」

県では、早期に虐待を発見するために、障がい者虐待、児童虐待、高齢者虐待の通報を24時間365日受け付ける埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」を開設しています。

【相談時間】 24時間365日 受付・対応します。

相談員が内容を伺い、その案件に責任をもって対応できる機関におつなぎします。

【電話番号】 #7171 (※通話料がかかります。)

つながらない場合(IP電話、都県境など)は ☎ 048-762-7533

## 10. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）

平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別にあたります。

たとえば、障がいがあるという理由だけで、アパートを貸してもらえないとか、聴覚障がいのある人に声だけで話す、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げないなどは、差別にあたります。

この法律では、役所や会社・お店などが、障がいのある人に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。

【相談窓口】 共生社会推進課

## 11. 第4期志木市障がい者計画（平成30年度～令和5年度）

障がいのある人もない人も、地域の一員として  
互いに尊重しあい、支えあい  
～自らの意思で自分らしく生きることができる地域社会づくり～

### ○基本理念

第3期志木市障がい者計画は、「障がいのある人もない人も、共に支えあい、共に生きる、やさしさあふれるまちづくり ～みんなで支え合う地域社会～」を基本理念として、障がいの有無に関わらず、すべての人が地域の中で支えあいながら、いきいきと暮らせる地域社会の実現を目指し、障がい者福祉施策を展開してきました。

第4期志木市障がい者計画は、障害者基本法第1条の目的や国の基本方針、「第5次志木市総合振興計画」が目指す将来ビジョン、「第3期志木市地域福祉計画」における基本理念「市民の誰もが安心して、自分らしく、いきいきと、自立した生活ができる地域社会の実現」を踏まえ、住み慣れた地域で多くの人々と協力し合いながら「自分らしい」生活を送ることができる地域づくりを進めるために、「障がいのある人もない人も、地域の一員として互いに尊重しあい、支えあい～自らの意思で自分らしく生きることができる地域社会づくり～」を基本理念として策定しています。

#### ○計画策定の視点

本計画は、障がい者を取り巻く法制度の改正や社会情勢の変化、それに伴う障がい者のニーズの変化を的確に捉え、障がい者施策の一層の推進を図るための指針として策定するものです。基本理念を実現するために、実施する主要施策について、その取り組みの方向性を示すため、国や県における基本方針と整合を図りつつ、市で実施したアンケート調査等における課題を踏まえ、以下に示す5つの基本方針を設定します。

#### 基本方針1) 地域の一員として、自立して暮らせる社会の確立と継続を支援

国の基本指針において示されている基本的な理念「地域共生社会の実現」に対応するとともに、障がい者の「自立した地域生活」の実現と維持・継続を達成すべき目標として設定します。

#### 基本方針2) 自分らしく生きるため、社会参加を促進する体制を支援上

アンケート結果では、障がい者が地域で自立して暮らしていくために、就労支援や社会参加、地域活動への参加を促進することが必要と示されています。

就労をはじめとした社会参加を促すための体制づくりを「基本方針1」に示す地域での自立した暮らしの実現に向けて推進します。

#### 基本方針3) 障がいのある子どもの健やかな育成とその家族への支援

本市でも、国の基本指針で示されている「障害児の健やかな育成のための発達支援」を今後取組むべき重要施策として捉えています。

障がいの早期発見・早期対応から、障がい児の成長に合わせた切れ目のない育成と療育が必要であり、そのための支援体制の構築と提供の実現に向けた取組を推進します。

#### 基本方針4) 地域で安心して暮らせるまちづくりを支援

障がい者が地域で安心して生活していくために、人にやさしい福祉のまちづくりの実現に向けた取組を推進します。

#### 基本方針5) 利用者の立場に立ったサービスの充実

アンケートでも課題として挙げられた、必要なところへ必要な情報や支援を提供する体制、利用しやすい相談の場や機会を提供する体制づくりを推進します。

# 第11章 教育

## 1. 教育相談

### (1) 保育園・幼稚園

盲児・ろう児について、特別支援学校の中に幼稚部がありますが、集団保育が可能な児童の場合、保育園又は幼稚園での受け入れを検討することができます。

【問 合 せ】 保育園については、保育課

幼稚園については、各幼稚園にご相談ください。

### (2) 就学相談

教育委員会では、教育上特別な支援が必要と思われるお子さんの就学に関して、適宜相談を行っています。

相談には、臨床心理士等、心理学に精通した教育サポートセンター相談員が、きめ細かな相談に応じています。市には、就学支援委員会が設置されており、委員（学識経験者、医師、学校職員、福祉行政関係職員）が適切な就学についての意見や教育的支援を行っています。

【対 象 者】 市内に在住する学齢児童・生徒・就学予定者

【相 談 日 時】 午前9時から午後5時まで（月～土曜日）（祝休日、年末年始を除く）

【申込み方法】 電話又は直接お越しの上、申し込んでください。

【問 合 せ】 教育委員会学校教育課（月～金曜日）

教育サポートセンター（総合福祉センター内）

☎ 471-2211（月～土曜日）

### (3) 市内小中学校特別支援学級

小学校や中学校では、障がいのある子どもたち一人ひとりのニーズに応じた教育を行うために、少人数で学級を編制する特別支援学級を設置しています。詳しくは、教育委員会学校教育課又は教育サポートセンターまでお問合せください。

学校名	知的障がい学級	自閉症・情緒障がい学級	所在地	電話番号
志木小学校 さくら学級	○	○	本町1-10-1	471-0111
宗岡小学校 たんぼぼ学級	○	○	中宗岡3-1-1	471-0307
志木第二小学校 たんぼぼ学級	○	○	館1-2-1	472-0540
宗岡第二小学校 ポプラ学級	○	○	上宗岡3-13-1	473-2305
志木第三小学校 かしわ学級	○	○	柏町3-2-1	471-1062
宗岡第三小学校 わかば学級	○		下宗岡1-15-30	471-2244
志木第四小学校 けやき学級	○	○	館1-4-1	474-7911
宗岡第四小学校 たんぼぼ学級	○	○	上宗岡1-1-2	473-5250



志木中学校 かしわ学級	○	○	柏町3-2-2	471-0143
志木第二中学校 若駒学級	○	○	館1-3-1	473-2379
宗岡中学校 ひまわり学級	○	○	上宗岡1-8-1	471-2241
宗岡第二中学校 はばたき学級	○	○	下宗岡4-1-10	472-1516

【問 合 せ】 教育委員会学校教育課

教育サポートセンター（総合福祉センター内）

#### （４）市内小学校通級指導教室

通常の学級での学習におおむね参加できますが、一部特別な指導を必要とする子どもに対して、一人ひとりの実態に応じた指導を行うため、志木第三小学校及び宗岡第三小学校に発達障がい・情緒障がい通級指導教室を設置しています。

保護者の送迎があれば、志木第三小学校及び宗岡第三小学校以外の学校に在籍する児童が入級することも可能です。

詳しくは、教育委員会学校教育課又は教育サポートセンターまでお問合せください。

【問 合 せ】 教育委員会学校教育課

教育サポートセンター（総合福祉センター内）

#### （５）教育サポートセンター

教育サポートセンターでは、いじめや不登校、言葉の遅れや発達障がいなどについて、一人ひとりを大切にする教育相談を行っています。不登校対策事業（ホームスタディー制度、適応指導教室）や言語指導、特別支援教育プログラム事業（発達障がいのあるお子さん一人ひとりに応じた個別支援）など、社会的自立に向けてさまざまな教育的支援を行っています。

【問 合 せ】 教育サポートセンター（総合福祉センター内）

☎ 471-2211

#### （６）特別支援学校

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じた教育を行うとともに、障がいの状態等に応じた教育を行っています。

区分	学校名	設置部	所在地	電話番号
知的障がい児の 特別支援学校	県立特別支援学校 さいたま桜高等学 園	高等部	〒338-0824 さいたま市桜区 上大久保519-7	048-858-8815
知的障がい児の 特別支援学校	県立所沢おおぞら 特別支援学校	小学部・中学部・ 高等部	〒359-0011 所沢市南永井 619-7	04-2951-1102

肢体不自由児の 特別支援学校	県立和光特別支援 学校	小学部・中学部・ 高等部	〒351-0106 和光市広沢4-3	048-465-9770
視覚障がい児の 特別支援学校	県立特別支援学校 埴保己一学園(盲学 校)	幼稚部・小学部・ 中学部・高等部(普 通科・専攻科)	〒350-1175 川越市笠幡 85-1	049-231-2121
耳の不自由児の 特別支援学校	県立特別支援学校 坂戸ろう学園	幼稚部・小学部・ 中学部・高等部	〒350-0221 坂戸市鎌倉町 14-1	049-281-0174

### (7) 就学奨励費の支給

教育の機会均等の趣旨にかんがみ、小・中学校の特別支援教育学級に就学する児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学に要する経費の全部又は一部を支給します。

【問 合 せ】 教育委員会学校教育課

# 第12章 住 宅



## 1. 重度障がい者居宅改善整備費の補助

在宅の障がい者の生活を容易なものとするため、現在お住まいの家屋の居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。原則1回利用できます。必ず改修前にご相談ください。

※居室の新築、増築、改築及び介護保険、日常生活用具の給付対象となる改修は対象外です。

【対 象 者】 身体障害者手帳1、2級の人で、下肢または体幹に障がいのある人

【補 助 額】 360,000円以内

【所 得 制 限】 世帯の最多収入者の前年分所得税額100,500円以下

【申 請 手 続】 手帳、見積書、図面、改修前の写真が必要です。

【問 合 せ】 共生社会推進課

## 2. 志木市既存建築物耐震診断、耐震設計及び耐震改修（建替）補助金交付制度

地震による既存建築物の倒壊を防ぐため、耐震診断、耐震設計（共同住宅）及び耐震改修（戸建住宅の建替を含む）を行う人に対し、補助金を交付します。

【対象となる建築物】 ・ 建築確認を受け、昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること。

・ 適法に維持管理されていること。

・ 今後も居住を続ける住宅であること。

・ 自己居住用であること。

【対 象 者】 対象となる建築物の所有者で、申請時において市内に3年以上居住していること。市税等、地方税を滞納していないこと。

【安全支援住宅】 以下の人が居住する住宅の場合は、補助金の額が増額されます。

・ 身体障害者手帳の交付を受けている人が居住する戸建住宅。

・ 療育手帳の交付を受けている人が居住する戸建住宅。

・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が居住する戸建住宅。

・ 介護保険法による要介護認定を受けた人が居住する戸建住宅。

・ 65歳以上の高齢者が居住する戸建住宅。

【交 付 額】 耐震診断や耐震設計に要した費用の一部  
耐震改修や建替えに要した費用の一部  
交付には、その他の要件がありますので、詳しくは、担当課へお問い合わせ  
ください。

【問 合 せ】 建築開発課

### 3. 市営住宅

市営住宅は、以下のとおり2団地あります。

空き部屋が生じた際に募集を行い、応募者多数の場合は、抽選により入居者を決定します。  
なお、下記の倍率優遇対象者に該当する方は、一般の人に比べ当選する確率が高くなります。

【団 地 名】 市営中野団地（所在地 柏町1-7-40 住戸数 16戸）  
市営城山団地（所在地 柏町3-5-5 住戸数 18戸）

【募 集 時 期】 空き部屋が生じた際に募集します。  
市掲示板、広報しき、志木市ホームページに掲載します。

【応 募 資 格】 市内在住もしくは、在勤の人（収入所得の制限があります。）  
申込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止  
等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないことなど。

【倍率優遇対象者】 ・母子家庭世帯で一定の条件を満たす人  
・65歳以上の高齢者世帯で一定の条件を満たす人  
・障がい者世帯で一定の条件を満たす人  
・その他法令で定めた対象世帯  
（一定の条件など詳細は、下記にお問い合わせください。）

【問 合 せ】 建築開発課

### 4. 県営住宅

県営住宅は、年4回の定期募集があります。入居を希望される人は、その募集時に募集要領  
に従い申込をしてください。応募者多数の場合は、抽選により入居者を決定します。

なお、下記の倍率優遇対象者に該当する方は、一般の人に比べ当選率が高くなります。

【募集時期】 1月、4月、7月、10月

【応募資格】 県内に在住もしくは、在勤の人（収入所得の制限があります。）

申込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないことなど。

【倍率優遇対象者】 ・母子家庭世帯で一定の条件を満たす人

・65歳以上の高齢者世帯で一定の条件を満たす人

・障がい者世帯で一定の条件を満たす人

・その他法令で定めた対象世帯

（一定の条件など詳細は、下記にお問い合わせください。）

【募集要項】 下記または、建築開発課及び総合窓口課、各出張所で当該月に配布します。

【問合せ】 埼玉県住宅供給公社 県営住宅課 ☎ 048-829-2875

午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日及び年末年始を除きます。）

埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ ☎ 048-658-3017

午前10時～午後6時30分（年末年始を除きます。）

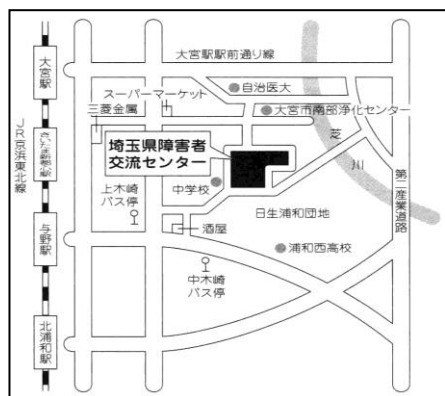
# 第13章 近隣の関連施設



## 1. 近隣の関連施設・機関

### (1) 埼玉県社会福祉事業団 障害者交流センター

障がい者の社会参加を促進するための全県的な拠点施設として、各種の相談、研修、教養の向上、スポーツ・レクリエーション活動等にご利用できます。



所在地

さいたま市浦和区大原3-10-1

総合受付 ☎ 048-834-2222

文化事業 ☎ 048-834-2243

スポーツ事業 ☎ 048-834-2248

FAX 048-834-3333

### (2) 埼玉聴覚障害者情報センター

「社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会」が運営する「埼玉聴覚障害者情報センター」で手話通訳者・要約筆記者派遣、聴覚障がい者相談、各種養成事業業務を行っています。相談・コミュニケーション支援を中心とした障がい者福祉の拠点施設を目指しています。

所在地 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館2F

☎ 048-814-3351(情報センター代表)

FAX 048-814-3352(情報センター代表)

☎ 048-814-3353(手話通訳者・要約筆記者派遣依頼、聴覚障がい者相談)

FAX 048-814-3354(手話通訳者・要約筆記者派遣依頼)

FAX 048-814-3355(聴覚障がい者相談)



## 2. 地域活動支援センター事業

### 志木市社会福祉協議会(総合福祉センター1階)

障がいのある人の自立と社会参加の促進を目的に、志木市社会福祉協議会が運営する事業です。障がい者手帳をお持ちの人が利用できます。教室毎に材料費がかかる場合があります。また、知的障がい者を対象とした青年学級事業を行っています。

### 機能回復訓練

理学療法士、作業療法士、看護師  
がアドバイスします。  
毎週 月・金曜日  
13:30~16:00  
送迎費  
(送迎を希望する人のみ)

### 生け花教室

花を生けながら、楽しい時  
間を過ごしましょう。  
毎月 第1水曜日  
10:00~11:30  
材料費 実費

### 陶芸教室

土からつくる自分の器  
毎月 第1水曜日  
14:00~15:30  
材料費 200円程度

### 体操教室

椅子に座ってできる  
ストレッチ  
  
毎月 第3水曜日  
14:00~15:30

### おとこの木あそび

木の香りの中で  
あなたも大工さん  
  
毎月 第1木曜日  
13:30~15:00  
宗岡第二公民館共催

### 親と子の生活訓練

毎月 第3日曜日  
13:30~15:30

### 料理教室

あなたもシェフに！  
  
毎月 第3木曜日  
10:00~14:00  
材料費 実費

### パステルアート教室

絵が苦手な方も  
楽しく描けます  
  
毎月 第4土曜日  
14:00~15:30  
材料費 300円程度  
宗岡第二公民館共催

### 写真教室

市内外で写真を撮りながら  
散策  
  
年4回(不定期)  
宗岡第二公民館共催  
100円程度

知的障がい者対象事業 青年学級 年6回

【問 合 せ】 志木市社会福祉協議会 ☎ 485-1800

## 3. 保養所

### 伊豆潮風館

伊豆潮風館は、障がい者とその家族が気軽に宿泊、休養し、相互の親睦を深め、もって健康の増進と社会参加の促進を図る施設です。なお、障がい者の利用を妨げない限度で、その他の県民の皆様もご利用することができます。

所在地 伊東市富戸字先原 1317-89

☎ 0557-51-1504

FAX 0557-51-3436



# 第14章 地域福祉



## 1. 避難行動要支援者名簿登録制度

災害時の安否確認や避難誘導などの支援を迅速かつ円滑に行うため、避難行動要支援者名簿の登録を行います。この台帳は、災害時に自力で避難できず、周囲の人の支援を必要とする人を対象に作成し、事前に地域の民生委員・児童委員、町内会、自主防災組織、消防団等に提供し、災害時の安否確認や避難支援などの他、防災訓練や日ごろの見守りなどに役立てます。

**【登録対象者】** 災害時の避難に支援を必要とする在宅の人で、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した次のような人です。

- ① 75歳以上のひとり暮らしの人 または 75歳以上の高齢者のみで構成する世帯の人
- ② 介護保険の要介護認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳(1級、2級または3級の下肢・体幹・移動機能障がいのある人)の交付を受けている人
- ④ 療育手帳(㊤、A、B)の交付を受けている人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付を受けている人
- ⑥ 難病患者等(指定難病医療給付制度、特定疾患医療給付制度、小児慢性特定疾病医療給付制度の認定を受けている人)
- ⑦ ①～⑥に近い状態で自力での避難が困難な人

**【登録方法】** 避難行動要支援者名簿登録申込書に必要事項を記入してご提出ください。

**【問合せ】** 共生社会推進課・長寿応援課

## 2. 福祉団体連絡会「おおぞら」

市内の福祉団体で構成する福祉団体「おおぞら」が、福祉情報提供、障がい者の社会参加、地域交流及び自立支援の場として運営を行なっています。

・福祉団体の店「わいわいサロン」

**【問合せ】** 志木市福祉団体連絡会 おおぞら ☎ 487-6676



### 3. 市内の障がい者団体

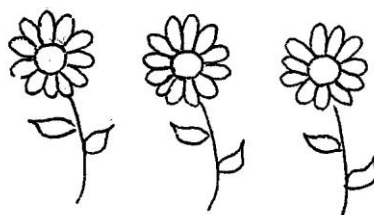
障がい者や、その保護者がお互いに励まし合い、共通の問題について共に考える、親睦を図る事を目的とした団体があります。入会等詳細は各団体にお問い合わせください。

令和4年4月現在

名 称	代 表 者	連 絡 先
志木市身体障害者福祉会	菅 生 征 史	474-6939
志木市心身障害児者を守る会	小 澤 静 枝	472-9142
志木市手をつなぐ育成会	北 澤 恭 子	471-6359
志木市聴覚障害者の会	松 田 秀 信	472-9248 (FAX)
志木市視覚障害者 六星の会	寺 橋 義 雄	472-7086
志木市精神保健福祉をすすめる会	上 田 将 史	476-8064
志木市福祉団体連絡会 おおぞら (わいわいサロン)	細 田 邦 男	487-6676 (わいわいサロン内)



# 資料編



◆身体障がい者障がいの程度等級表 .....	86
◆知的障がい者障がいの程度等級表 .....	89
◆精神障がい者障がいの程度等級表 .....	89
◆特別児童扶養手当の障がい基準 .....	90
◆特別障害者手当・障害児福祉手当の該当基準 .....	91
◆障害基礎年金の障がい等級表（国民年金関係） .....	92
◆障害厚生年金の障がい等級表 .....	93
◆障害手当金の障がい等級表（障害厚生年金） .....	94
◆関係機関等一覧 .....	95

# 身体障害者障害程度等級表

(太枠内は旅客運賃割引の第1種、それ以外は第2種を表します。)

級別	視覚障害	聴覚または平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢機能障害	
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(四指標による、以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(二指標による、以下同じ)が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの	
					3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなれば大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなれば話語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話語の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を著しい障害 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	
					1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超え活100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。					

※ 7級の障害は1つのみでは手帳交付の対象となりません。

級別	肢体不自由				心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫の機能の障害	
	下肢機能障害	体幹機能障害	乳幼児以前の非進行性の脳疾病による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害
			上肢機能	移動機能		
1級	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの		
3級	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して、10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの		
6級	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの		
7級	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの		
備考	3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して該当等級よりうべき級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。					

級別	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫の機能の障害				
	呼吸機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害	小腸機能障害	肝臓機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
1級	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級				肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
4級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級					
6級					
7級					
備考	6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。				

## 知的障がい者障がいの程度等級表

等級	障がいの状態
① (最重度)	<p>A (重度)のうち、次のいずれかに該当する程度のもの</p> <p>(1) 知能指数がおおむね 20 以下に該当する程度のもの</p> <p>(2) 知能指数がおおむね 35 以下で、次に掲げる身体障がいと併発しているもの</p> <p>ア 視力障がい (両眼の視力の和が 0.03 又は 0.04)</p> <p>イ 聴覚障がい (聴力レベルが 100 デシベル以上)</p> <p>ウ 両上肢機能障がい (次の 2 つ以上が要介助)</p> <p>①食事 ②洗面 ③排泄の処理 ④衣服の着脱</p> <p>エ 両下肢機能障がい (次の 1 つ以上が要介助)</p> <p>①階段の昇降 ②室内の歩行</p> <p>オ 体幹機能障がい (次の 2 つ以上が要介助)</p> <p>①座位の保持 ②起立保持 ③立ち上り</p>
A (重度)	<p>1 知能指数がおおむね 35 以下で、次のいずれかに該当する程度のもの</p> <p>(1) 食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの</p> <p>(2) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、異食、興奮、多寡動その他常時注意と指導を必要とする行動が認められるもの</p> <p>2 知能指数がおおむね 50 以下で、身体障がい者手帳の障がい等級が 1 級、2 級又は 3 級に該当するもの</p>
B (中度)	<p>知能指数がおおむね 50 以下であって、食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に一部介助を必要とし、社会生活への適応が困難である程度のも</p>
C (軽度)	<p>知能指数がおおむね 70 以下であって、社会生活への適応に適切な援助が必要である程度のも</p>

## 精神障がい者障がいの程度等級表

等級	障がいの状態
1 級	<p>精神障がいであって、日常生活の用を弁ずる事を不能ならしめる程度のもの</p>
2 級	<p>精神障がいであって、日常生活が著しく制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p>
3 級	<p>精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの</p>

## 特別児童扶養手当の障がい基準

1 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>①視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のもの</li> <li>②視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの</li> <li>④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの</li> <li>⑤両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの</li> <li>⑥両上肢の機能に著しい障がいを有するもの</li> <li>⑦両上肢のすべての指すべての指を欠くもの</li> <li>⑧両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの</li> <li>⑨両下肢の機能に著しい障がいを有するもの</li> <li>⑩両下肢を足関節以上で欠くもの</li> <li>⑪体幹の機能に座っていることができない程度又は、立ち上がることができない程度の障がいを有するもの</li> <li>⑫前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li> <li>⑬精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>⑭身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ul>
2 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>①視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のもの</li> <li>②視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの</li> <li>④求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2 の視標で両眼の視野がそれぞれ 5 度以内におさまるもの</li> <li>⑤自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの両眼の視力の和が 0.08 以下のもの</li> <li>⑥両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの</li> <li>⑦平衡機能に著しい障がいを有するもの</li> <li>⑧そしゃくの機能を欠くもの</li> <li>⑨音声又は言語機能に著しい障がいを有するもの</li> <li>⑩両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</li> <li>⑪両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいを有するもの</li> <li>⑫一上肢の機能に著しい障がいを有するもの</li> <li>⑬一上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>⑭一上肢のすべての指に著しい障がいを有するもの</li> <li>⑮両下肢のすべての指を欠くもの</li> <li>⑯一下肢の機能に著しい障がいを有するもの</li> <li>⑰一下肢を足関節以上で欠くもの</li> <li>⑱体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの</li> <li>⑲前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</li> <li>⑳精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>㉑身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ul>

※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては矯正視力によって測定します。



## 特別障がい者手当・障がい児福祉手当の該当基準

<p>令別表第1</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力の和が0.02以下のもの</li> <li>2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができないもの</li> <li>3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの</li> <li>4 両上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>5 両下肢の用を全く廃したもの</li> <li>6 両大腿を2分の1以上失ったもの</li> <li>7 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの</li> <li>8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li> <li>9 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>10 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいと重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ol> <p>(備考) 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p>
<p>令別表第2</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げる視覚障害             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</li> <li>ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</li> </ul> </li> <li>二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</li> <li>2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</li> <li>3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの</li> <li>4 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの</li> <li>5 体幹の機能に座っていることができない程度又は、立ち上がることができない程度の障がいを有するもの</li> <li>6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li> <li>7 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ol> <p>(備考) 令別表第1の備考と同じ</p>
<p>別表A</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</li> <li>3 平衡機能に極めて著しい障がいを有するもの</li> <li>4 そしゃく機能を極めて失ったもの</li> <li>5 音声又は言語機能を失ったもの</li> <li>6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</li> <li>7 一上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> <li>8 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの</li> <li>9 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの</li> <li>10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</li> <li>11 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ol>
<p>日常生活動作評価表</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 タオルを絞る(水をきれる程度)</li> <li>2 とじひもを結ぶ</li> <li>3 かぶりシャツを着て脱ぐ</li> <li>4 ワイシャツのボタンをとめる</li> <li>5 座わる(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する)</li> <li>6 立ち上がる</li> <li>7 片足で立つ</li> <li>8 階段の昇降</li> </ol> <p>(備考) おおむね全介助2点・半介助1点・介助なし0点とする</p>	<p>日常生活能力判定表</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食事</li> <li>2 用便(月経)の始末</li> <li>3 衣服の着脱</li> <li>4 簡単な買物</li> <li>5 家族との会話</li> <li>6 家族以外の者との会話</li> <li>7 刃物・火の危険</li> <li>8 戸外での危険から身を守る(交通事故)</li> </ol> <p>(備考) 日常生活動作評価表の備考と同じ</p>

## 障害基礎年金の障がい等級表(国民年金関係)

1 級	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの</p> <p>3 両上肢の機能に著しい障がいをもつもの</p> <p>4 両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>5 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの</p> <p>6 両下肢の機能に著しい障がいをもつもの</p> <p>7 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8 体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障がいをもつもの</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2 級	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの</p> <p>3 平衡機能に著しい障がいをもつもの</p> <p>4 そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5 音声又は言語機能に著しい障がいをもつもの</p> <p>6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいをもつもの</p> <p>8 一上肢の機能に著しい障がいをもつもの</p> <p>9 一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>10 一上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの</p> <p>11 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>12 一下肢の機能に著しい障がいをもつもの</p> <p>13 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>14 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの</p> <p>15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>16 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>17 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
<p>※視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。</p>	

## 障害厚生年金の障がい等級表 3級以上

- 1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
- 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの
- 3 両眼解放視認点数が70点以下のもの
- 4 両耳の聴力が、40センチメートル以上離れていると通常の話声を解することができない程度に減じたもの
- 5 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障がいを残すもの
- 6 脊柱の機能に著しい障がいを残すもの
- 7 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
- 8 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
- 9 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障がいを残すもの
- 10 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
- 11 おや指及びひとさし指を併せて一上肢の4指の用を廃したもの
- 12 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
- 13 両下肢の10趾の用を廃したもの
- 14 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
- 15 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
- 16 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいをもつものであるものであって厚生労働大臣が定めるもの

(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障がいを残すものをいう。
- 4 趾の用を廃止したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は、中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障がいを残すものをいう。

## 障害手当金の障がい等級表(障害厚生年金)

- 1 両眼の視力が0.6以下に減じたもの
- 2 1眼の視力が0.1以下に減じたもの
- 3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
- 4 両眼による視野が2分の1以上欠損したものの又は両眼の視野が10度以内のもの
- 5 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障がいを残すもの
- 6 左右眼それぞれに測定した1/4指標による視野表を重ね合わせることで得た両眼による視野の面積が生理的限界の面積の1/2以上欠損しているもの
- 7 両眼中心視野角度が56度いかのもの
- 8 両眼解放視認点数が100点以下のもの
- 9 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 10 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
- 11 そしゃく又は言語の機能に障がいを残すもの
- 12 鼻を欠損し、その機能に著しい障がいを残すもの
- 13 脊柱の機能に障がいを残すもの
- 14 一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障がいを残すもの
- 15 一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障がいを残すもの
- 16 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
- 17 長管状骨に著しい転位変形を残すもの
- 18 一上肢の2指以上を失ったもの
- 19 一上肢のひとさし指を失ったもの
- 20 一上肢の3指以上の用を廃したもの
- 17 ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの
- 18 一上肢のおや指の用を廃したもの
- 19 一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの
- 20 一下肢の5趾の用を廃したもの
- 21 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
- 22 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの

(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、正視力によって測定します。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障がいを残すものをいう。
- 4 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 趾の用を廃止したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障がいを残すものをいう。

## 関連機関等一覧

	施設・機関名	所在地	電話番号	FAX 番号
1	志木市役所 志木市福祉事務所 (庁舎移転までは志木市役所第1 庁舎フォーシーズンズ志木8階)	〒353-8501 志木市中宗岡 1-1-1	048-473-1111	048-471-7092 (手話通訳： 048-473-1118)
2	志木市役所出張所	〒353-0001 志木市上宗岡 1-5-1 志木市総合福祉センター内	048-473-3988	048-470-1316
3	柳瀬川駅前出張所	〒353-0006 志木市館 2-6-10	048-472-4449	048-470-1318
4	児童虐待ホットライン	志木市役所 子ども支援課内	048-473-1124	048-476-2330
5	障がい者虐待相談・連絡窓口	志木市役所 共生社会推進課内	048-473-1111	048-471-7092
6	教育サポートセンター	〒353-0001 志木市上宗岡 1-5-1 志木市総合福祉センター内	048-471-2211	048-471-2226
7	障がい者等就労支援センター	志木市役所 共生社会推進課内	048-473-1464	048-471-7092
8	ジョブスポットしき (ハローワーク)	〒353-8501 志木市中宗岡 1-1-1	048-473-1069	048-473-1312
9	健康増進センター	〒353-0005 志木市幸町 3-4-70	048-473-3811	048-476-7222
10	児童発達相談センター すきっぴ	〒353-0001 志木市上宗岡 1-5-1 志木市総合福祉センター内	048-486-5511	048-476-2330
11	基幹福祉相談センター 障がい者基幹相談支援センター 後見ネットワークセンター 生活相談センター	志木市役所 共生社会推進課内	048-456-6021	048-471-7092
12	福祉センター	〒353-0001 志木市上宗岡 1-5-1 志木市総合福祉センター2階	048-473-7569	048-487-6765
13	第二福祉センター	〒353-0007 志木市柏町 3-5-1	048-476-4122	048-476-4000
14	志木市社会福祉協議会	〒353-0001 志木市上宗岡 1-5-1 志木市総合福祉センター内	【総務担当】 048-485-1177 【地域福祉担当】 048-474-6508	048-475-0014
15	志木市社会福祉協議会 相談支援事業所	〒353-0001 志木市上宗岡 1-5-1 志木市総合福祉センター東館2階	048-475-2277	048-476-9202
16	相談支援センター あしすと	〒353-0004 志木市本町 5-23-11 プラザTORIYAMA5F	070-6576-1582	050-4462-2602

	施設・機関名	所在地	電話番号	FAX番号
17	相談支援センター あおい糸志木	〒353-0001 志木市上宗岡 3-18-46	048-423-9731	048-423-9732
18	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター	〒353-0003 志木市下宗岡 1-23-1	048-497-1238	048-497-2856
19	相談室 HIKARI	〒353-0001 志木市上宗岡 2-8-12	048-486-9250	048-486-9260
20	相談センター しき彩の杜	〒353-0002 志木市中宗岡 1-3-25	048-423-0991	048-423-0990
21	相談支援事業所 わん	〒353-0002 志木市本町 6-24-40-105	048-423-5111	048-423-6316
22	朝霞警察署	〒351-0012 朝霞市栄町 5-9-5	048-465-0110	—
23	埼玉県警察本部 (聴覚・言語障がい者専用FAX110番)	〒330-8533 さいたま市浦和区高砂 3-15-1	—	0120-264-110
24	埼玉県南西部消防局	〒351-0023 朝霞市溝沼 1-2-27	048-460-0119	048-463-0493
25	埼玉県南西部消防局 (聴覚・言語障がい者専用FAX119番)	〒351-0023 朝霞市溝沼 1-2-27	—	119
26	朝霞県税事務所	〒351-0025 朝霞市三原 1-3-1	048-463-1671	048-463-1675
27	朝霞税務署	〒351-8601 朝霞市本町 1-1-46	048-467-2211	048-833-9680 (聴覚・言語障がい者専用)※
28	埼玉県自動車税事務所 所沢支所	〒359-0026 所沢市牛沼 690-1	04-2998-1321	04-2991-1009
29	朝霞保健所	〒351-0016 朝霞市青葉台 1-10-5	048-461-0468	048-461-0133
30	埼玉県所沢児童相談所	〒359-0042 所沢市並木 1-9-2	04-2992-4152	04-2994-1420
31	川越年金事務所	〒350-1123 川越市脇田本町 8-1 U PLACE 5階	049-242-2657	049-245-8919
32	朝霞公共職業安定所 (ハローワーク朝霞)	〒351-0011 朝霞市本町 1-1-37	048-463-2233	048-464-3012
33	埼玉障害者職業センター	〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 136-1	048-854-3222	048-854-3260

※国税庁 HP より

	施設・機関名	所在地	電話番号	FAX 番号
34	埼玉県障害者交流センター	〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1	048-834-2222	048-834-3333
35	埼玉県庁	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-824-2111	
36	埼玉県社会福祉協議会	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内	048-822-1191	048-822-3078
37	埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内	048-822-1204	048-822-1406
38	埼玉県発達障害者支援センター 「まほろば」	〒350-0813 川越市平塚新田東河原 201-2	049-239-3553	049-233-0223
39	埼玉県発達障害総合支援センター	〒330-0081 さいたま市中央区新都心 1-2 小児医療センター南玄関 3 階	048-601-5551	048-601-5552
40	埼玉県総合リハビリテーションセンター	〒362-8567 上尾市大字西貝塚 148-1	048-781-2222	048-781-1552
41	国立障害者リハビリテーションセンター	〒359-8555 所沢市並木 4-1	04-2995-3100	04-2995-3102
42	埼玉聴覚障害者情報センター	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館 2 階	048-814-3353	048-814-3355
43	身体障害者運転能力開発訓練センター(あずま園自動車教習所)	〒352-0023 新座市堀ノ内 2-1-46	048-481-2711	048-481-6578
44	埼玉県警察運転免許センター	〒365-0028 鴻巣市大字鴻巣 405-4	048-543-2001	048-541-1234
45	(独) 国立病院機構 東埼玉病院	〒349-0196 蓮田市黒浜 4147	048-768-1161	048-769-5347
46	埼玉県立小児医療センター	〒330-8777 さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200	048-601-2201
47	埼玉県立精神保健福祉センター	〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 818-2	048-723-3333	048-723-1561
48	心身障害児総合医療療育センター	〒173-0037 板橋区小茂根 1-1-10	03-3974-2146	03-3554-6176
49	埼玉県精神科救急情報センター	〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 818-2	048-723-8699	
50	TMG 宗岡中央病院 TMG 宗岡訪問看護ステーション	〒353-0001 志木市上宗岡 5-14-50	048-472-9211 048-471-7008	

	施設・機関名	所在地	電話番号	FAX 番号
51	埼玉県立和光特別支援学校	〒351-0106 和光市広沢 4-3	048-465-9770	048-460-1017
52	埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校	〒359-0011 埼玉県所沢市南永井 619-7	04-2951-1102	04-2951-1105
53	埼玉県ボランティア・市民活動センター	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内	048-822-1435	048-822-3078
54	志木市社会福祉協議会 地域活動支援センター	〒353-0001 志木市上宗岡 1-5-1 志木市総合福祉センター内	048-485-1800	048-475-0014
55	志木市社会福祉協議会 障がい者通所施設 (生活介護・就労 B)	〒353-0001 志木市上宗岡 1-5-1 志木市総合福祉センター内	048-486-1880	048-475-0014
56	志木事業所 (就労 B)	〒353-0004 志木市本町 5-23-11	048-476-8064	048-476-8079
57	傍楽舎 (就労 B)	〒353-0004 志木市本町 5-25-2 ムクロジュビル 4 階	048-471-4310	048-471-9131
58	志木彩の杜 いろは (生活介護・就労 B)	〒353-0002 志木市中宗岡 1-4-61	048-423-2790	048-423-2759
59	みずほコミュニティ (就労 B)	〒353-0002 志木市中宗岡 3-3-41	048-458-0264	048-458-0265
60	ワーク&ライフ ステーション 志木すだち (生活介護・就労 B)	〒353-0002 志木市中宗岡 1-18-23 三ツ木保育園跡地	048-423-2738	048-423-2739
61	すずらん (生活介護)	〒353-0003 志木市下宗岡 1-23-1	048-470-3216	048-471-7110
62	torepal(トレパル)就労移行支援 事業所 (就労移行・就労定着)	〒353-0001 志木市上宗岡 2-14-10 2 階	048-473-6780	048-473-6771
63	みつばすみれ学園 (児童発達)	〒353-0003 志木市下宗岡 1-23-1	048-471-3115	048-486-7168
64	ハッピー志木駅前教室 (児童発達)	〒353-0004 志木市本町 5-25-20 ムクロジュビル 3 階	048-423-8195	048-423-8196
65	ハッピー志木本町 6 丁目教室 (児童発達、保育所等訪問)	〒353-0004 志木市本町 6-27-14 朝日ビル第三 2 階	048-458-3124	048-458-3125
66	LITALICO ジュニア志木教室 (児童発達、保育所等訪問)	〒353-0004 志木市本町 5-25-20 ムクロジュビル 6 階	048-485-5701	048-485-5702
67	元気キッズ志木教室 (児童発達)	〒353-0004 志木市本町 5-8-5 中村ビル 1 階	048-235-6303	048-235-6303



	施設・機関名	所在地	電話番号	FAX 番号
68	コペルプラス志木教室(児童発達)	〒353-0004 志木市本町 5-24-1 プリムローズ・T 2 階	048-475-4236	048-475-4246
69	輝 - HIKARI - 志木 (放デイ)	〒353-0001 志木市上宗岡 2-8-12	048-475-4065	048-475-4066
70	多機能事業所 CoCoRear (①児童発達・②放デイ)	〒353-0001 志木市上宗岡 2-8-13	①048-487-7526 ②048-485-8034	①048-487-7536 ②048-485-8134
71	うんどう広場 3C (放デイ)	〒353-0004 志木市本町 6-18-27 志木コーポ大和 101 号室	048-470-5950	048-470-5951
72	ハッピー志木本町 5 丁目教室 (放デイ)	〒353-0004 志木市本町 5-19-12 カメラリア 1 階	048-458-0981	048-458-0982
73	太陽の家Ⅲ (放デイ)	〒353-000 志木市柏町 3-9-61 シャトー柳瀬川 101	048-278-5962	048-278-5962
74	高齢者あんしん相談センター 柏の杜 【担当/柏町】	〒353-0007 志木市柏町 3-5-1 第二福祉センター内	048-486-5199	048-476-4000
75	高齢者あんしん相談センター せせらぎ 【担当/宗岡北圏域】	〒353-0002 志木市中宗岡 1-19-51	048-485-2113	048-235-7842
76	高齢者あんしん相談センター ブロン 【担当/本町】	〒353-0002 志木市本町 2-10-50	048-486-0003	048-486-4087
77	高齢者あんしん相談センター 館・幸町 【担当/館・幸町】	〒353-0005 志木市幸町 3-12-5	048-485-5610	048-476-4000
78	高齢者あんしん相談センター あきがせ 【担当/宗岡南圏域】	〒353-0002 志木市中宗岡 3-25-10	048-485-5020	048-475-5021
79	志木郵便局	〒353-8799 志木市本町 5-20-9	0570-943-173	048-471-2107
80	東武鉄道志木駅	〒352-0001 新座市東北 2-38-1	048-471-0047	
81	介護すまいる館	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 1F	048-822-1195	048-822-1426


## 障がい者福祉制度のてびき


---

令和4年4月改訂

編集・発行 志木市福祉部共生社会推進課

志木市中宗岡1-1-1

 048-473-1111 (内線 2418)

 048-471-7092

E-mail : [fukushi-syougai@city.shiki.lg.jp](mailto:fukushi-syougai@city.shiki.lg.jp)